

井原市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和 7 年 5 月

井原市防災会議

井原市地域防災計画 (風水害等対策編) 目 次

第1章 総則

第1節 総則

第1	計画の目的及び基本理念等	1
第2	計画の構成	1
第3	災害の想定	2
第4	用語の意義	2

第2節 防災会議

第1	井原市防災会議	4
第2	井原市地域防災計画等の作成又は修正	4

第3節 各防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1	実施責任	5
第2	処理すべき事務又は業務の大綱	5

第4節 井原市の概要

第1	自然条件	1 6
第2	社会的条件	1 6
第3	災害の想定	1 6

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

第1	気象等観測施設・設備等	1 8
第2	消防施設・設備等	1 8
第3	通信施設・設備等	1 8
第4	水防施設・設備等	1 9
第5	救助施設・設備等	1 9
第6	医療救護用資機材等	2 0
第7	その他施設・設備等	2 0

第2節 防災業務体制の整備

第1	職員の体制	2 1
第2	情報収集・連絡体制	2 1
第3	防災関係機関相互の連携体制	2 2
第4	業務継続体制の確保	2 5

第3節 自然災害予防対策

第1	治山対策	2 6
第2	造林対策	2 6
第3	土砂災害防止対策	2 7
第4	河川防災対策	3 2
第5	ため池等農地防災対策	3 4
第6	都市防災対策	3 5
第7	地盤沈下対策	3 7
第8	文教対策	3 7
第9	文化財の保護対策	3 9
第10	危険地域からの移転対策	3 9
第11	風害対策	4 0

第4節 事故災害予防対策

第1	道路災害予防対策	4 1
第2	鉄道災害予防対策	4 2
第3	大規模な火災予防対策	4 3
第4	林野火災の防止対策	4 4
第5	危険物等保安対策	4 5
第6	高圧ガス保安対策	4 7
第7	火薬類保安対策	4 8
第8	有害ガス等災害予防対策	4 9
第9	放射性物質の災害予防対策	5 0
第10	火災予防対策	5 0

第5節 複合災害対策

第6節 防災活動の環境整備

第1	防災訓練	5 4
第2	防災知識の普及	5 6
第3	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	6 2
第4	企業防災の促進	6 3
第5	住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	6 5
第6	災害教訓の伝承	6 5

第7節 要配慮者等の安全確保計画

第8節 防災対策の整備・推進

第1	防災に関する調査研究の推進	7 5
----	---------------	-----

第2	緊急物資等の確保計画	7 5
第3	公共用地等の有効活用	7 6
第4	被災者等への的確な情報伝達活動	7 7

第3章 災害応急対策計画

第1節	防災組織・防災体制	7 8
第2節	配備計画	8 3
第3節	防災活動	
第1	予報及び警報等	8 6
第2	通信連絡	9 1
第3	情報の収集・伝達	9 4
第4節	災害広報及び報道	1 2 7
第5節	罹災者の救助保護	
第1	災害救助法の適用・運用	1 3 0
第2	避難の指示等及び避難所の設置	1 3 2
第3	救助	1 4 6
第4	食料の供給	1 4 7
第5	飲料水の供給	1 5 0
第6	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	1 5 0
第7	医療・助産	1 5 2
第8	遺体の搜索・検視・処理・埋火葬	1 5 4
第9	防疫・保健衛生	1 5 5
第10	廃棄物処理等	1 5 7
第11	住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	1 5 9
第12	文教災害対策	1 6 1
第6節	社会秩序の維持	1 6 4
第7節	交通規制	1 6 5
第8節	輸送	1 6 7
第9節	ライフライン（電気・通信サービス・水道等）の機能確保	1 6 9
第10節	防災営農	1 7 2
第11節	水防	1 7 4
第12節	雪害対策	1 7 6
第13節	事故災害応急対策	
第1	道路災害対策	1 7 8

第2	鉄道災害対策	1 7 9
第3	航空機事故災害対策	1 8 1
第4	大規模な火災対策	1 8 4
第5	林野火災対策	1 8 5
第6	危険物等災害対策	1 8 7
第7	高圧ガス災害対策	1 8 9
第8	火薬類災害対策	1 9 2
第9	有害ガス等災害対策	1 9 4
第14節	集団事故災害対策	1 9 5
第15節	自衛隊の災害派遣	1 9 8
第16節	広域応援・雇用	2 0 5
第17節	ボランティアの受入れ、活動支援計画	2 0 8
第18節	義援金の募集・受付・配分	2 1 1

第4章 災害復旧計画

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	2 1 2
第2節	被災者等の生活再建等の支援	2 1 3
第3節	被災中小企業の復興の支援	2 1 5
第4節	公共施設等災害復旧事業	2 1 6
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	2 1 7
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	2 1 9

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）の規定により、井原市防災会議が井原市にかかる防災に関し、井原市及び防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し被害を最小限に軽減し、もって社会秩序と公共の福祉の確保を資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定公共機関は、国土強靱化基本計画、岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

併せて、国、県、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

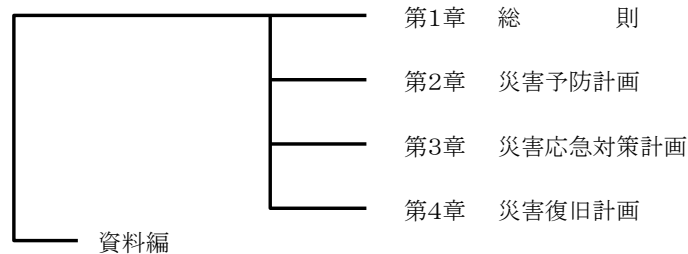
第 2 計画の構成

本計画は、「風水害等対策編」と「地震災害対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく井原市水防計画及び井原市第7次総合計画とも十分調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡

調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、本編を災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成し、これを補完するため「資料編」を作成する。



第3 災害の想定

本計画は、井原市の地域における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化、資産・産業集中等の社会的条件並びに、過去における各種災害状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震による災害については地震災害対策編として別冊を作成した。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記1～2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 交通機関による災害
- 10 航空機事故による災害
- 11 その他の特殊災害

第4 用語の意義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- 1 市本部 …………… 井原市災害対策本部をいう。
- 2 県本部 …………… 岡山県災害対策本部をいう。
- 3 県地方本部 ……… 岡山県備中地方災害対策本部をいう。
- 4 防災計画 …………… 井原市地域防災計画をいう。
- 5 県防災計画 ……… 岡山県地域防災計画をいう。
- 6 本部長 …………… 井原市災害対策本部長をいう。
- 7 県本部長 …………… 岡山県災害対策本部長をいう。

- 8 県地方本部長 …… 岡山県備中地方災害対策本部長をいう。
- 9 防災関係機関 …… 市、県、井原地区消防組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- 10 水防計画 …… 井原市水防計画をいい、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて井原市内の河川、ため池の洪水等の水災に対処し、これによる被害を防止、又は軽減するために定めるものとする。
- 11 県水防計画 …… 岡山県水防計画をいう。
- 12 水防本部 …… 水防計画に定める井原市水防本部をいう。
- 13 水防本部長 …… 水防計画に定める井原市水防本部長をいう。
- 14 県警察 …… 岡山県警察をいう。
- 15 消防組合 …… 井原地区消防組合をいう。
- 16 法 …… 災害対策基本法をいう。
- 17 避難場所 …… 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
- 18 指定緊急避難場所… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として、災害対策基本法に基づき市長が指定したもの。
- 19 避難所 …… 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
- 20 指定避難所 …… 被災者等が一定期間滞在する場所として、災害対策基本法に基づき市町村長が指定したもの。
- 21 要配慮者 …… 高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 22 避難行動要支援者… 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第２節 防災会議

第１ 井原市防災会議

井原市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市の地域に係る井原市地域防災計画（以下、「地域防災計画」とう。）を作成し、及びその実施を推進するとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

また、井原市水防計画（以下、「水防計画」という。）その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

第２ 井原市地域防災計画等の作成又は修正

（１）井原市地域防災計画

井原市防災会議は、災害対策基本法に基づき地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

（２）井原市水防計画

市は、県水防計画に応じて市の実情に沿った水防計画を策定し、又は毎年検討を加え、必要に応じて変更するとともに、その計画に基づいて市の地域内の水防を十分果たさなければならない。

また、水防計画を策定又は変更するときは、防災会議に諮らなければならない。

市が水防計画を策定又は変更した場合は、遅滞なく知事に届け出るとともに、その要旨を公表するよう努める。

（３）地区防災計画

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 各防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 実施責任

1 井原市

井原市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告・指導・助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・県・その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び市の機関

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。

- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (14) 被災児童に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (17) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (19) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (20) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検を行う。
- (21) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

2 井原地区消防組合

- (1) 消防施設の整備を行う。
- (2) 火災予防等各種災害予防に関する業務を行う。
- (3) 消防活動に関する業務を行う。
- (4) 被災者の救出・救護を行う。
- (5) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (6) 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 消防団

- (1) 消防団員の教育及び訓練を行う。
- (2) 消防資機材の整備、備蓄を行う。
- (3) 消防活動を実施する。
- (4) 災害情報等の収集及び必要な広報を行う。
- (5) 災害の防除、警戒、鎮圧を行う。
- (6) 要救助被災者の救出、救助を行う。
- (7) 避難及び救護を協力して行う。

4 県

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあつせんを行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (22) 市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

5 県警察（井原警察署）

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。

- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

6 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (2) 市長、知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[岡山地方気象台]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全の

ための気象情報の充実を図る。

- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (7) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (8) 市や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (9) 市が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

〔中国総合通信局〕

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

〔岡山労働局〕

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

〔中国地方整備局〕（岡山河川事務所、岡山国道事務所）

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関するを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間の提供と活用支援・協力を行う。
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施を行う。

7 自衛隊

[陸上自衛隊（中部方面特科連隊第3大隊等）]

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水の支援を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。

- (12) 危険物の保安及び除去を行う。
- (13) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

8 指定公共機関

〔日本郵便株式会社（井原郵便局及び市内郵便局）〕

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄付金の配分を行う。

〔西日本電信電話株式会社（岡山支店）〕

- (1) 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保・被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市へ連絡する。

〔株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社〕

- (1) 災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。

〔日本赤十字社（岡山県支部）〕

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の受付等を行う。

〔日本放送協会（岡山放送局）〕

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。

- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力ネットワーク株式会社(倉敷ネットワークセンター、高梁ネットワークセンター)]

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

9 指定地方公共機関

[各民間放送会社 (RSK山陽放送株式会社・岡山放送株式会社・テレビせとうち株式会社・岡山エフエム放送株式会社)]

- (1) 日本放送協会に準ずる。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策、非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため、各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム(JMAT「ジェイマット」)。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- (1) 公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]

- (1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。
- (2) 岡山県災害派遣福祉チーム(岡山DWA T)の派遣を行う。
- (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[晴れの国岡山農業協同組合・井原市森林組合]

- (1) 農林業の被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんに協力する。

[井原市社会福祉協議会、赤十字奉仕団]

- (1) 災害時における要配慮者対策を行う。
- (2) 被災者等に対する炊き出し等に協力する。
- (3) 被災者に対する看護を行う。
- (4) 災害時におけるボランティアの結成及び受入れ、活動体制の整備等を行う。
- (5) 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資を行う。
- (6) 義援金の募集、配分を行う。

[高圧ガス関係事業者]

- (1) ガス供給施設の維持管理を行う。
- (2) 被災施設及び設備の応急復旧を行う。

[アマチュア無線団体]

- (1) 災害時における非常通信の確保に協力する。

[井原医師会]

- (1) 市長の要請による救護班及び医療班の編成並びに医療救護を行う。
- (2) その他災害時の緊急救護、医療に対する協力援助を行う。

[井原商工会議所・備中西商工会]

- (1) 商工業の被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんを行う。

[井原鉄道株式会社]

- (1) 鉄道輸送施設の保守管理を行う。
- (2) 線路が不通になった場合の代替輸送を行う。

[井原放送株式会社]

- (1) 気象予警報及び被害状況等の報道を行う。

- (2) 緊急告知放送等災害情報の伝達を行う。
- (3) 防災知識の普及にかかる報道を行う。

[土地改良区、水利組合]

- (1) 土地改良区並びに水利組合が管理する、ため池、水路等の災害予防及び災害応急対策を行う。

[井原市建設業協会]

- (1) 災害応急対策に係る作業員の抛出を行う。
- (2) 災害応急対策に係る建設機械及び運搬車両等資機材の提供を行う。

[井原管工事協同組合]

- (1) 応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員の抛出を行う。
- (2) 応急措置に係る資機材等の提供を行う。

[自治会及び市民等]

(1) 自治会及び自主防災組織

- ア 住民に対する災害情報の伝達を行う。
- イ 市に対する災害情報の伝達を行う。
- ウ 災害危険箇所の監視を行う。
- エ 災害予防及び応急対策に協力する。
- オ 災害等に関し、初期活動を行い、拡大防止を図る。
- カ 組織的避難の実施を図る。
- キ 防犯・防火措置の徹底と相互扶助を図る。

(2) 市民

- ア 自己の責任の範囲内において防災措置を講ずる。
 - ・ 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努める。
 - ・ 災害備蓄等、災害への備えをする。
 - ・ 災害時に自らの生命、身体及び財産を守る。
- イ 地域市民防災組織活動へ積極的に参加し、市及び防災関係機関に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

- (1) 自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第4節 井原市の概要

第1 自然条件

1 地勢

現在の井原市は、平成17年3月1日、生活・経済・交通圏などで密接な結びつきのあった、井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町の1市2町が合併して誕生した。岡山県の西南部に位置し、西は広島県、北は高梁市、東は小田郡矢掛町及び総社市、南は笠岡市と接している。

岡山県の三大河川のひとつ高梁川の支流である小田川が、市域の南部を西から東へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されている。また、北部の山間部は吉備高原の中南部にあたり、標高約200～400mの丘陵地、小起伏の山地となっている。

市域は、東西22.6km、南北22.9kmで、総面積は243.36km²である。地形的には南部の市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山村であり、これらの森林は、農林業等の生産活動の場であるとともに、自然環境の保全や水源かん養などの公益的機能を有している。

2 気象

全体的に温帯な気候に恵まれ、年間平均気温は13～15℃、年間降水量は1,200mm前後となっている。南は瀬戸内海を経て四国山脈に、北は中国山地にさえぎられているため、台風や季節風の影響を受けることも比較的少なく、一年を通じて晴天の日が多い災害の少ない地域である。

第2 社会的条件

1 人口と世帯数

本市の人口は、36,662人（令和7年1月末現在：住民基本台帳による）で、出生数の減少と転出超過により、年々わずかながら減少傾向が続いている。一方、65歳以上の高齢者人口は13,972人で、高齢化率は38.1%となっており、岡山県の高齢化率31.4%（令和6年10月1日現在）に比べ、高齢化が進んでいる。

世帯数は、16,595世帯で、人口の減少傾向にかかわらず横ばいであり、核家族化が進んでいる。

2 都市化

本市の南部には、広域交通の幹線である国道486号と鉄道井原線が東西の軸として通り、これに南北を結ぶ交通網として、国道313号をはじめ各県道等が通り市域全体を結んでいる。

これら広域幹線道路の整備をはじめ、井原駅の周辺整備、「四季が丘団地」の整備、「稲倉産業団地」の整備、上水道、公共下水道の整備等、都市基盤の整備が進められている。

第3 災害の想定

1 自然災害

（1）大雨

大雨の災害で件数、被害額とも上位を占めているのは、河川の氾濫、堤防の決壊、冠水等

による水害である。

大雨の原因としては、梅雨前線によるもの、台風のもたらすもの、局地的な雷雨によるものなどで、時期的には6月7月及び、9月の雨量が最も多くなっている。

雨による災害は、1日の降雨量が80mm程度から局地的に被害が発生し、100mmを超えると被害範囲が全般的になり、浸水、崖崩れ等の被害が発生する。

(2) 台風

平素は、比較的風の弱いところであるが、季節風や低気圧の接近による一時的な強風に見舞われることがある。大きな台風の接近時には、強い風が吹き、このような強風は農作物や立木、建物に被害を与え、さらに豪雨を伴って洪水を引きおこし、大きな被害を発生させる。

2 人為災害

(1) 火災

出火原因は、たきびが最も多いが、たばこやストーブが原因の火災も発生している。

また、火災の種類については、建物火災が最も多く、次いで林野火災、車両火災の順になっている。

社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、火災の原因が複雑多様化、大規模化が懸念される。

(2) 交通災害

モータリゼーションの発達に伴い、交通停滞、駐車問題、騒音・大気汚染等の交通障害が増大するとともに、道路交通の潜在的な危険性を高めており、さらに、高齢化社会の進展、交通安全意識の希薄化など道路交通を取り巻く環境は厳しさを増し、今後も交通事故の増加が懸念される。

(3) その他産業災害

今日では、石油類をはじめガスなど危険物の漏洩、飛散、流出等による火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険が大きくなっており、これらの災害が突発的に発生すると、多数の人命に被害を与える恐れがある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

災害の未然防止及び抑制又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。

また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

1 岡山県総合防災情報システムの活用

総合的防災対策をより迅速・的確に実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早目の避難に役立てるため、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。

2 雨量計

市域内の降水量や局地的豪雨を把握するため、本庁・支所等に雨量計を設置する。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防組合等は、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、消火栓・防火水槽等の消防水利、消防緊急通信指令施設その他の消防施設・設備等の整備改善並びに、性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した、化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 市は地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、防災体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

第3 通信施設・設備等

災害時においては、正確な情報の収集及び伝達、緊急時の避難情報の迅速かつ的確な措置が被害を最小限にとどめることになり、通信施設は災害応急対策を実施する上で不可欠であ

るため、有線放送施設、無線通信施設及び放送施設等の整備を推進するとともに、防災構造化等の改善に努める。

また、非常用電源の整備等による停電対策・安全な設置場所の確保等によるリスクの分散・通信路の多ルート化・補完施設・設備の確保・デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、防災対策をさらに推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

1 防災行政無線（移動系、同報系）・有線放送等

（１）市防災行政無線・有線放送

有線電話が途絶した場合、市の組織内及び防災関係機関との相互の通信をより確実に確保するため、有効な伝達手段である市防災行政無線・有線放送等、通信路の多ルート化を図る。

（２）ケーブルテレビ・緊急告知端末・メール配信

放送機関のうち、CATV放送局との協力関係の強化を図り、災害が発生又は発生のおそれのある場合には、CATVの文字放送やケーブル回線を利用した緊急告知端末にて、気象情報・災害発生状況・通行規制状況・避難状況等各種情報を配信し、住民等に対し、より詳細な情報の周知を図る。また、市のメール配信サービスでも同様の情報を配信する。

（３）民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

2 施設の点検

災害時に備え、日頃から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施するとともに、機器の操作習熟等のため、試験通信等を実施するものとする。

第４ 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

第５ 救助施設・設備等

- 1 市・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車等の救助機械、担架等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

- 4 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 5 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 6 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 7 指定避難所に必要となる応急給水・給水タンク・仮設トイレ・マット・、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、施設設備の整備に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 8 本庁・支所及び指定避難所で、食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・非常用電源・常備薬・マスク・消毒液・体温計・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 9 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。
- 10 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 11 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第6 医療救護用資機材等

- 1 市・県及び医療関係機関等は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品・医療資機材等の確保に努める。
- 2 市・県及び医療関係機関等は、あらかじめ相互連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制について、計画の作成に協力する。

第7 その他施設・設備等

- 1 災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要な車両等の土木機械等の整備・改善及び点検を実施する。
- 2 特に、防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を

定期的に実施する。

- 3 市及び県は、防災機能を有する道の駅等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第2節 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 市は、実情に応じ、招集基準の明確化、連絡手段・招集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常招集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での、情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 市は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している他市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- 6 夜間・休日等において、職員の非常招集を迅速に行うため、各部それぞれの段階に応じた緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は、非常招集名簿等を携行し、所在の如何に関わらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市、消防組合等は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T ・クラウドコンピューティング技術・S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 緊急告知端末、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 4 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等

により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

- 5 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 6 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星通信系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から関係機関等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者には委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市、県等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、市、県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、

平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防及び自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点やヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

- 2 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、県（備中県民局）から災害時に連絡、連携を強化する目的で派遣されるリエゾン（情報連絡員）の活動場所を確保するなど、実効性の確保に努める。
- 3 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 4 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 5 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 7 市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 8 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 9 市及び県は、市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、県内市町村等で締結した「岡山県下消防相互応援協定」及び県と県内市町村等と締結した「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が

共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

- 10 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 11 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 12 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 13 市は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で、災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「大規模氾濫時の減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- 14 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効率的な運用に努める。
- 15 市は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図り、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- 16 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- 17 県は死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。
- 18 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4 業務継続体制の確保

- 1 市及び県、その他防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 自然災害予防対策

市、県及び指定地方行政機関は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治水、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命、財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 主な実施機関

市 県

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

(2) 地すべり防止事業

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。

(3) 山地災害危険地区調査等

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

また、山地災害危険地区等について、市地域防災計画への掲載や広報誌による情報提供等を市に要請し、地域住民等への周知に努める。

第2 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や、育成複層林施業並びに、長伐期施業等を普及啓発する。

2 主な実施機関

市 森林組合 森林所有者等

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林・育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第3 土砂災害防止対策

1 方針

土砂災害未然に防止し被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、県等は大雨により土砂災害発生危険度が高まったときは、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。

さらに、県等は重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

2 主な実施機関

市 県 中国地方整備局 岡山地方気象台

3 実施内容

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

市は、県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。また梅雨時期及び台風期には、市及び消防本部等において、巡視点検を行う。

市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地すべり）、土砂災害特別警戒区域（地すべり）
- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(2) 「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じるものとする。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

ウ 警戒避難体制の整備等

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- (ア) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- (イ) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (エ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (オ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(3) 防災意識の向上（啓発・防災教育）

警戒区域の指定を受けた場合、市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

また、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

- (ア) 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。
- (イ) 広報車による巡回広報、市広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。
- (ウ) 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

(4) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市長に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地

域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当し、土砂災害警戒情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

ウ 警戒避難体制

市長は、降雨等により、土砂災害の危険が急迫していると認める場合は、防災体制の設置基準に基づいて警戒避難体制を整え、その地域の住民に対し、警戒又は指示等の措置を行う。

（ア）警戒等基準雨量及び土砂災害警戒情報

区分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨が無い場合
第1次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	当日の日雨量が100mmを超えた時
第2次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量が30mm程度の雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量が30mm程度の雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量が30mm程度の雨が降り始めたとき
	土砂災害警戒情報が発表されたとき		

（イ）警戒体制

・第1次警戒体制

降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合、市、消防組合、消防団が危険個所の警戒巡視を行い、住民等に対して広報を実施する。

・第2次警戒体制

県及び岡山地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報を参考にし、法第56条に規定する通知及び警告、法第59条に規定する事前措置及び法第60条に規定する避難指示等の措置を講ずる。

避難情報の発令にあたっては、要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

エ 避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、次の発令基準に基づき総合的に判断する。

〔避難指示等発令基準〕

区分	発令基準
高齢者等避難	・ 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき

	・「大雨警報（土砂災害）」が発表されたとき ・その他（市長）等が必要と認めたとき
避難指示	・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害緊急情報が発表されたとき ・その他市長等が必要と認めたとき

また、避難指示等を発令する際には、住民が取るべき行動を次表のとおり 5 段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じて、住民が取るべき行動が直感的に理解しやすいよう、避難情報の伝達を行う。

[警戒レベルと住民が取るべき行動]

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨、洪水注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたりし、自主的に避難する。
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル 5	緊急安全確保	直ちに安全を確保する。

※警戒レベル 1、2 は気象台が発表する。

※警戒レベル 3、4、5 は市長が発令する。

オ 避難指示等の発令対象区域

同一避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として避難指示等の発令を検討する。

カ 避難所の開設・運営

- ・地区在住の市職員を開設・運営にあたらせることや、自主防災組織等と連携した運営体制を確保に努める。
- ・避難所は、日頃より情報が集まる日常性のある施設とすることに配慮する。
- ・在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確認されている身近な公民館等の避難所の確保に努める。

(5) 防災工事の実施

土砂災害から生命・財産を守るため、危険箇所のうち土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から県と連携しながら危険箇所の整備に努める。

ア 砂防事業

砂防指定地は、砂防法第 2 条の規定により、国土交通大臣が指定する。

市は、土石流危険渓流を把握するとともに、県と連携しながら土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、渓流の縦断侵食を防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第 3 条の規定により、主務大臣が指定する。

市は、地すべり危険箇所を把握するとともに、県と連携しながら、排水施設・抑止杭等の地すべり防止施設の整備に努める。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定により、県知事が指定する。

市は、土砂災害警戒区域（急傾斜）を把握するとともに、県と連携しながら、保全する人家が５戸以上で土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、防止施設整備に努める。

（６）盛土等による災害の防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第４ 河川防災対策

１ 方針

市は洪水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県及び国と連携し河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水のおそれがあると認められるときは、水位情報の伝達、周知及び避難誘導等を適切に行うものとする。

２ 主な実施機関

市 県 中国地方整備局 岡山地方気象台

３ 実施内容

（１）被害軽減を図るための措置

ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。

イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれに水防警報区域の指定を行った河川において、水防警報を発表する。

ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

エ 洪水特別警戒水位情報

県は水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める市及び関係機関に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

オ 氾濫危険水位情報

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

カ 洪水浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等につい

て、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、市に通知する。

また、県は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

キ 円滑かつ迅速な避難の確保

市は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定める。

また、要配慮者利用施設の管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。

（２）河川改修事業の実施

ア 国・県管理河川の改修

小田川・高屋川等は都市の骨格であり、また治水対策上からも重要な役割を果たしている。

河積の拡大・河道の安定を図るため、県・国と連携を密にして、狭窄部の拡幅・堆積土砂の掘削・浚渫・築堤・護岸等の改修を重点的に促進する。

イ 市管理河川の改修

平常時から、河川を巡回して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに応急対策を講じるとともに、その原因を究明し、洪水等に際し被害を最小限にとどめるよう、堤防・護岸の修繕、浚渫等、適切な対策を講じるものとする。

ウ 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時の既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調整機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

４ 関連調整事項

（１）他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や農地排水など排水対策業との調整を行うよう考慮する。

（２）堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

第5 ため池等農地防災対策

1 方針

老朽化したため池・排水機等農業用施設の改修は、農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することはもとより、混住化した住宅地の治水対策も担っているため、重要である。市管理分について、ため池台帳により、その状態をよく把握する。

2 主な実施機関

市 県 中国四国農政局 土地改良区

3 実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、市町村と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等、立地条件の変化により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水施設等の新設又は改修を行う。

(3) 用排水施設整備

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修及び災害を防止するための土砂ダム堰堤等の新設、改修を行う。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3 土砂災害防止対策 に定めるところによる。

第6 都市防災対策

1 方針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 主な実施機関

市 県 土地区画整理組合等

3 実施内容

（1）都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

イ 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

（2）都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

（３）都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

ウ 災害危険区域の指定及び対策

出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施行し、市民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

（４）防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

（５）建築物の安全性の確保

ア 安全対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

４ 関連調整事項

（１）都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

（２）都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第7 地盤沈下対策

1 方針

防災対策等が必要となった場合は、関係機関と連携して措置を講じる。

本市域においては、地下水の汲み上げによる地盤沈下は発生していないが、動向を注視する。

2 主な実施機関

市 県 中国地方整備局

3 実施内容

地下水汲上げの規制

県は、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を行い、市はこれに協力する。

第8 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 主な実施機関

市 県 公私立各学校管理者

3 実施内容

（1）防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

（2）防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上

必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に

従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第9 文化財の保護対策

1 方針

文化財並びに文化財を収蔵又は展示している社寺その他の施設（以下「文化財等」という）の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財等の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

市 県

3 実施内容

- （1）文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- （2）文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- （3）適時・適切な指示を出し、予想される被害を未然に防止する。
- （4）自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- （5）文化財及び周辺の環境整備を実施する。

4 関連調整事項

県は、市や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第10 危険地域からの移転対策

1 方針

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における、危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 主な実施機関

市 県

3 実施内容

（1）集団移転促進事業

豪雨等により、災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の、集団的移転の促進を図る。

（2）がけ地近接危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第 11 風害対策

1 方針

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限に止めるため、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかけるとともに、市民の生命身体を保護する。

2 主な実施機関

市 県

3 実施内容

(1) 建築物・道路等

ア 建物・広告塔・看板・アンテナ等の固定・補修・除去等の予防を指導する。

(ア) 瓦・窓・扉・塀等の点検と、補修等の予防を指導する。

(イ) 飛散・落下するおそれのあるものの固定・補修・除去

(ウ) 樹木の剪定・支柱の補強

イ 火災予防についての注意を喚起する。

ウ 通行車両に対し、注意を促す。

(2) 巡回パトロールによる点検

ア 植栽後 3 年未満の樹木及び倒木のおそれのあるもの

イ 屋外広告物及び道路占用物件

ウ 建築中の建造物

エ 施工中の公共工事

(3) 農林畜産業

ア 農作物については、風害に対する抵抗品種の選定等、計画的栽培の技術的指導を行う。

イ ビニールハウス・畜舎・集荷所等、生産流通施設の被害を最小限に止めるよう、補強等の予防措置を指導する。

ウ 非常災害時の備えとして、家畜の避難・飼料等の確保について助言指導する。

第4節 事故災害予防対策

第1 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

市 県 中国地方整備局 県公安委員会・県警察

3 実施内容

(1) 道路防災対策

- ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。
- イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。
- ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。
- エ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるため、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

(2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(3) 交通管理体制の整備

市、県及び県警察は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

(4) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第2 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 主な実施機関

市 県 県警察 鉄軌道事業者（井原鉄道株式会社）

3 実施内容

（1）鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

（2）鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
- イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
- ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備
- エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
- オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
- カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
- キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
- ク 災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときの線路の監視
- ケ 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置
- コ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等の実施

（3）鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
- イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
- ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

（4）鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

- （ア）軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
- （イ）列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 主な実施機関

市 消防組合等 県 事業者

3 実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市等及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市等及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

(3) 防災知識の普及

市等、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(4) 消火活動関係

ア 市等及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 市及び県は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 市等は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 林野火災の防止対策

1 方針

林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

市 消防組合等 県 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署） 森林所有者 森林組合等

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防対策協議会の開催

市等及び県は、山火事予防対策協議会等を開催し、各関係機関・団体等と協議して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

市等及び県は、林野火災の多発する時期に山火事予防運動月間等を設定し、広報紙・横断幕・立看板・ポスター等、有効な手段を通じ、林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 市等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、井原地区消防組合火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 市等及び県は、気象予報・警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

ア 市等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。また、常に、市等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市等は、火入れに関する条例及び井原地区消防組合火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者・森林組合等は、自主的な森林保全活動を推進するように努める。

イ 市等及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯・防火道・防火用水の設置・整備及び既存の望楼・標板等の保護・管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設等の整備

ア 県は、森林火災多発地域に対して、予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。

イ 市等は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

ウ 市等及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

エ 公有林管理者は、防火標識等、火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 県は、大規模な林野火災発生時に、市及び消防組合からの支援要請があった場合は、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施し、市の消防活動を支援する。

イ 市等及び県は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

ウ 県は空中消火用資機材を整備するとともに、岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱の適切な運用を通じて空中消火体制の強化に努める。

4 関連調整事項

(1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。

(2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

第5 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）・毒物劇物等・化学薬品類等（以下「危険物等」という。）の火災等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市 消防組合等 県（消防保安課、保健医療部） 危険物等施設の所有者・管理者・占有者
危険物等輸送事業者 中国経済産業局 県警察

3 実施内容

危険物等施設の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市等及び県は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に、災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

（１）事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

（２）保安意識の高揚

市等及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

（３）保安の強化

ア 市等及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市等は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

（４）事故原因の究明

市等・県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

（５）危険物等の大量流出時の対策

ア 市等及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市等及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市等及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

（６）災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第6 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・保安の強化・自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市 県 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者 高圧ガス輸送事業者 消防組合
中国四国産業保安監督部

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・従業者に対する保安教育の実施
- ・定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備・放水設備・ウォーターカーテン等、防火設備を整備する。

（2）保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会・研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

（3）保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより、高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第7 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

市 県 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者 火薬類輸送事業者
中国四国産業保安監督部 県警察

3 実施内容

火薬類施設の所有者・管理者・占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより、火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市・県及び中国四国産業保安監督部は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実に重点に、災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実に努める。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・従業者に対する保安教育の実施
- ・防災訓練等の実施
- ・定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になった

ときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(2) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 火薬類取締法等関係法令の周知
- イ 保安講習会・研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱い指導
- エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設・火薬庫又は消費場所等の保安検査・立入検査の強化
- イ 製造施設・火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市・県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第8 有害ガス等災害予防対策

1 方針

事業活動の事故等により排出された、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することがないように、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

県 ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者

3 実施内容

(1) 保安管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化に努める。

(2) 立入検査

県は、必要に応じ、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持・管理等の指導を行う。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、自主検査・立入検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

第9 放射性物質の災害予防対策

1 方針

市は、防災関係機関と連携して、医療用・工業用の放射性物質による災害の発生、及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

市 県 放射性物質取扱事業者 県警察

3 実施内容

(1) 予防体制の整備

ア 放射性物質取扱事業者は、関係法令に基づく適正な取扱・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等、保安体制の整備に努めるものとする。

イ 市は、関係法令に基づき、放射性物質の取扱が適正に行われているか確認を行う。

(2) 通信連絡体制の整備

ア 放射性物質取扱事業者は、保有又は使用している放射性物質の性状・取扱上の注意事項について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。

イ 放射性物質取扱事業者は、万一の事故に備え、消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。

ウ 市及び県は、放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間・休日を含む。）を整備する。

(3) その他

ア 救急体制の整備

イ 防災用資機材の整備

第10 火災予防対策

1 方針

火災防止については、防火思想の普及と消防体制の充実強化が必要なため、消防署・出張所等の適正配置及び消防車両・装備の強化等、実態に即した体制確保に努めるとともに、防火対象物の査察の強化・防火思想の高揚・啓発・指導を推進する。

2 主な実施機関

市 消防組合 重要施設の管理者等

3 実施内容

(1) 消防力の強化

- ア 人口の集積・建物の密集度・災害の発生状況・道路交通事情等を総合的に判断し、地域の防災拠点となる消防署・出張所等を適正に配置する。
- イ 消防署・出張所等の機能を効果的に発揮させるため、消防車両等資機材の一層の増強を図るとともに、適正な維持管理を行う。
- ウ 消防・救急活動の中枢をなす消防情報通信指令室の一層の機能強化を図る。
- エ 消火栓・防火水槽等の人工水利施設の拡充を図るとともに、これら施設の定期検査を実施する。
- オ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- カ 女性防火クラブ等、民間の自主防災組織の育成強化を図る。
- キ 事業所における自衛消防体制の整備強化を図る。
- ク 消防署所の敷地・建物の浸水対策を推進し、防災拠点としての機能を強化する。

(2) 火災予防査察

火災発生及び被害の拡大を防止するため、井原地区消防組合火災予防査察規程（昭和48年組合規程第9号）に基づき、査察対象物の立入検査を実施し、法令違反事項の是正を図る。

ア 一般査察

査察計画を立て、査察対象物を査察する。

イ 特別査察

消防長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に査察する。

ウ 査察事項

査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼として、次に掲げるものの位置・構造・設備・管理等について行う。

- ・建築物その他工作物
- ・火気使用設備及び器具
- ・消防用設備等
- ・危険物・指定可燃物
- ・消防計画及び予防規程
- ・防火管理者・防災管理者及び危険物取扱者
- ・火災予防又は消火活動に、重大な支障を生じるおそれのある物質
- ・防災物品
- ・その他火災予防上必要と認めるもの

エ 是正指導

査察の結果、不備欠陥を認めたときは、査察対象物の関係者に改善を指示する。

(3) 建築の同意

消防法第77条の規定に基づく、新築・増築・改築等の消防長又は消防署長の同意に際しては、建築物の防火に関する審査を実施して、建築物の防火に努める。

(4) 消防設備の整備促進

建築物に対する消火設備・警報設備及び避難設備等の整備促進を図り、適正な維持管理を指導する。

(5) 火災予防思想の啓発

ア 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動（春秋２回）を実施し、総合的な啓発広報を行う。

イ 報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載又は放送について協力を求める。

ウ ポスター・パンフレット・チラシ・Webサイト及び広報紙等により、啓発に努める。

エ 幼年、少年消防クラブ・女性防火クラブ等の自主防災組織を育成強化し、組織を通じて火災予防の推進を図る。

オ 講演会・講習会を開催し又は各種会議を活用し、防火思想の普及及び消防設備の使用方法等、火災防止についての具体的な方法を指導する。

カ 消防署・出張所等の見学に際しては、便宜を図るとともに消防体制及び活動の実態等の説明を通して、火災予防の重要性の普及を図る。

キ 広報車の巡回広報等により啓発に努める。

(6) 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多数の人が勤務する事業所等に対しては、建物内部の進入順路・人命救助の方法・消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

(7) 特殊防火対象物等の消防計画の指導

大型店舗・旅館・ホテル・集会場・病院等、不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法・建物内部への進入路・消火方法等について、各防火対象物ごとの防火管理者等が、消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。

第5節 複合災害対策

1 方針

市、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 主な実施機関

市 県 防災関係機関

3 実施内容

（1）対応計画の作成

市、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（2）訓練の実施

市、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6節 防災活動の環境整備

第1 防災訓練

1 方針

災害を最小限にとどめるためには、市・県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 主な実施機関

市 県 県警察 防災関係機関 自主防災組織・民間協力団体・地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（1）基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

（ア）実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法

- d 輸送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避難

(イ) 実施時期

- a 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- b その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市及びその他防災関係機関は、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び大型店舗等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら直接的な声かけ等ができるよう平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を、必要に応じ実施する。

キ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ 避難所開設・運営訓練

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期・・・・・・ 防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所・・・・・・ 災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法・・・・ 市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、市・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時・適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・防災配備体制の段階的強化訓練
- ・情報の収集・伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練
- ・避難指示等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

第2 防災知識の普及

1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門

家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 主な実施機関

市 県 防災関係機関 日本赤十字社岡山県支部 井原市社会福祉協議会
自主防災組織等

3 実施内容

（１）防災教育

ア 住民に対する防災教育

（ア）市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

(エ) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(オ) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

(キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

(ク) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・洪水浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害等発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、防災重点ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(ケ) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より県・市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

イ 県は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

ウ 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、市は、災害時に設置する市災害ボランティアセンターについて、平常時より市社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び市社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティア・コーディネーターの養成に努める。

オ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

カ 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

キ 市及び県は、災害時（この項で復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

ク 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、

災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ケ 市及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

コ 市は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

[各種の予防運動実施時期]

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 津波防災の日（11月5日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 主な実施機関

市 県 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施すると
の考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、
災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、自治会単位を中心とした地域
住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に

- 即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- イ 市は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- ウ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- エ 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- オ 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- カ 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市等の推進活動を積極的に支援する。
- キ 県は、住民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力の向上を図る。

(3) 消防団の充実・強化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

第4 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 主な実施機関

市 県 企業

3 実施内容

- ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、

防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰・企業防災に係る取組の積極評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

オ 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

カ 市及び県は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

キ 県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して、支援に努める。

ク 市及び井原商工会議所・備中西商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

ケ 県は、市町村及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。

コ 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

サ 市及び県は、あらかじめ井原商工会議所・備中西商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

シ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定め

られた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

ス 浸水想定区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第5 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 主な実施機関

市 自主防災組織、地域住民 企業

3 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 主な実施機関

3 実施内容

ア 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第7節 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施責任者

市 県（危機管理課、子ども・福祉部、県民生活部） 社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

（1）避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者等の把握

市は、市内に居住する要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害時の避難支援等に利用する。また、市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

（ア）避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者として該当するか否かについては、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的にみて判断を行う。

①避難能力の有無については、主に次の点から判断を行う。

- a 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- b 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力
- c 避難行動を取る上で必要な身体能力

②避難支援の必要性については、主に次の点に着目して判断を行う。

- a 同居親族等の有無
- b 社会福祉施設等への入所の有無

③上記①及び②を踏まえた上で、市では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者として扱う。

- a 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
- b 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定による1級又は2級に該当するもの
- c 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当するもの
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する岡山県精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級に該当するもの
- e 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者のうち支援が必要なもの
- f 厚生労働省が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究対象疾患患者
- g 前各号に掲げる者のほか、災害時等において支援が必要と認められるもの

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援等を実施するに当たり、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿

①避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

②避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

アー（ア）に該当する者

③市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の作成の際は、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を介護状態区分別や障害種別、支援区分別に集約するよう努める。

④県等からの情報の取得

市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。

⑤避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くよう努める。

⑥市における情報の適正管理

市は、情報セキュリティ対策など必要な措置を講じ、名簿情報の適正な管理を行う。

（イ）個別避難計画

①優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

個別避難計画の作成を進めるに当たり、以下の項目を基に避難行動要支援者を類型化し、優先して計画を作成する区分を設定し、優先度の高い者から作成を進める。

- a 地域におけるハザードの状況
- b 心身の状況
- c 居住実態、社会的孤立の状況

②個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

a 個別避難計画作成に必要な個人情報等

個別避難計画への記載事項は、避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、避難支援等実施者の氏名、住所連絡先、避難場所や避難経路及び避難時に配慮しなくてはならない事項等とする。

b 個別避難計画作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人とかかわりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）からの情報提供、市内部での情報の集約、県等からの情報の取得及び個人番号（マイナンバー）を活用して情報の集約・取得を行う。

ウ 避難行動要支援者名簿等の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿等の更新

市は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、情報の共有に努める。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有・周知を図る。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報(以下「名簿情報等」という。)について、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に事前提供を行う。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(ア) 名簿情報等は、次の避難支援等関係者に対して事前提供を行う。

- a 消防機関
- b 警察機関
- c 民生委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(イ) 市は、名簿情報等の事前提供を行うため、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働きかけを行い、同意を得るものとする。

(ウ) 名簿情報等の事前提供は、本人の同意がなくても平常時から名簿情報等を外部に提供できる旨を市条例で別に定める場合は、事前提供に際し、本人の同意を要しないものとする。

(エ) 市は、名簿情報等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 名簿情報等の活用

ア 避難のための情報伝達

(ア) 避難情報の発令・伝達

市は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう高齢者等避難、避難指示等を適時・適切に発令するよう努める。

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせ、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、名簿情報等を避難支援等関係者に事前提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報等に基づいて避難支援を行う。

(イ) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域においては、避難の必要性や名簿情報等の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を定めておく。

また、市等は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮を行う。

(ウ) 名簿情報等の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報等の提供を受けた者もしくは名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者及びこれらにあった者は、正当な理由がなく、名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(エ) 名簿情報等の事前提供に不同意であった者への避難支援

a 不同意者を含む名簿情報等の提供

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供することができる。

b 不同意者を含む名簿情報等の提供先

市は、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報等を提供することができる。

c 不同意者を含む名簿情報等の情報漏えいの防止

市は、災害時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報等を提供する場合、あらかじめ定めた避難支援等関係者以外の者にも提供を行うこととなるが、これらの者が適正な情報管理を行うよう、名簿情報等の破棄・返却等、情報漏えい防止のため必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認の実施

(ア) 安否確認を行う際には、名簿情報等を有効に活用する。

(イ) 市は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、名簿情報等を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

(ウ) 市は、安否確認を外部に委託する場合には、名簿情報等が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(ア) 避難行動要支援者の引継ぎ

市は、避難行動要支援者及び名簿情報等が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者へ引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ避難支援計画等に定める。

(イ) 避難行動要支援者の移送

市は、避難行動要支援者を速やかに指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般

の指定避難所から福祉避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の移送について協定を締結し、その方法等を避難支援計画等へ定める。

(3) 福祉避難所等の確保

市は、平常時から一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

県は、市が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(4) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画（「個別プラン」）の整備に努める。

また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(5) 防災知識の普及

ア 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

イ 市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。また、要配慮者に対して、市においては避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(6) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

なお、災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

(7) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市等による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

エ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(8) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(9) 施設間相互の連携

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第8節 防災対策の整備・推進

第1 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象・地域的特性を有しており、火災や爆発等の事故災害は、施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報・社会情報・防災情報等、防災関連情報の収集と備蓄に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険区域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険区域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握

イ 土砂災害警戒区域等の把握

ウ 火災危険地域の把握

エ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において迅速・的確な災害対策が実施できるよう、各地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・

輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的にを行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

市及び県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3 公共用地等の有効活用

- 1 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。
- 2 市及び県は所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、市防災行政無線（個別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 5 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 6 市及び県、放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 7 市、国、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 8 国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。
- 9 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- 10 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防衛及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 市の防災組織

(1) 井原市防災会議

井原市の地域における防災行政を総合的かつ有機的に運営するため、災害対策基本法の規定に基づき、井原市防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

ア 組織

(ア) 会長 市長

(イ) 委員 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱するもの
井原警察署長
井原市副市長・教育長
井原地区消防組合消防長及び井原市消防団長
市長がその部内の職員のうちから指名する者（10人以内）
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者等のうちから市長が任命する者

(ウ) 専門委員 関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命するもの

(2) 所掌事務

ア 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

イ 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

ウ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

2 井原市災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は法第23条の2及び井原市災害対策本部条例に基づき、井原市災害対策本部を設置する。

市災害対策本部の運営方法、非常体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。

(1) 市本部の設置基準

市長は、下記事由が生じた場合、市本部を設置する。

- ア 暴風、大雨、洪水等の気象予報が発表され、大規模な災害が予想されるとき。
- イ 気象予報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。
- ウ 市に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。
- エ その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 市本部の廃止基準

市本部の廃止基準は次のとおりとする。

- ア 災害が発生するおそれが解消したとき。
- イ 発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(3) 市本部の設置等の公表

市本部を設置し又は廃止したときは、住民等に公表するとともに、備中県民局、井原警察署及び消防団本部にその旨を通報する。

(4) 市本部の任務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- イ 災害対策の連絡調整及び広報に関すること
- ウ 水防その他災害の応急対策に関すること
- エ 災害救助その他の民生安定に関すること
- オ 被災地の清掃及び貿易その他保健衛生に関すること
- カ 被災農林水産に関すること
- キ 応急教育に関すること
- ク 交通及び輸送に関すること
- ケ 施設及び設備の応急復旧に関すること
- コ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること

(5) 本部の組織

- ア 組織表（資料編へ記載）
- イ 班の編制及び所掌事務（資料編へ記載）

(6) 本部会議

本部長は、市本部の運営及び災害対策の推進に関し、協議するため、市本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会を招集する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び各部長を持って構成する。
- イ 本部会議の協議事項は次のとおりである。
 - (ア) 本部体制の配備及び廃止に関すること
 - (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること
 - (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - (エ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること

(7) 本部室の設置と運営

ア 本部室の設置

市本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の総括的事務を処理するために本部室を設置する。

イ 幹部の常駐

本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は各部長の中から指名して本部室に常駐させる。

ウ 本部連絡員の配備

各班長は、災害の種類に応じて、本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握・整理、各班に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

エ 防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

3 県の防災組織と防災体制

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、知事が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制

気象業務法に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(2) 警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 特別警戒体制

相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づき設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替える体制とする。

(4) 非常体制

県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程等に基づいて、岡山県災害対策本部、岡山県現地災害対策本部及び地方災害対策本部を設置して対応する体制とする。

ア 県災害対策本部の設置

県災害対策本部は、次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

- ア) 県下に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報が発表されたとき。
- イ) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。
- ウ) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。
- エ) 県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。
- オ) 県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。
- イ 県地方災害対策本部の設置
地方災害対策本部は、特定の区域に係る災害対策を実施するため、岡山県災害対策本部規程等に基づいて、当該地区を所管する県民局に設置する。
- ウ 県現地災害対策本部の設置
県現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたときに設置する。
- エ 県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法等
県本部、県地方本部及び県現地本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等の定めるところによる。
- オ 国（非常災害現地対策本部等）との連絡調整
県本部は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。
また、国の連絡会議や調整会議において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有し、必要な調整を行うよう努める。
- カ 関係機関との連絡調整
県本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、県本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。県本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(5) 非常時における職務代理者

- ア 本庁の措置
知事に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。
第1位 副知事 第2位 危機管理監 第3位 危機管理課長
- イ 県民局の措置
局長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。
第1位 次長（地域防災監） 第2位 協働推進室長

(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

- 感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症流行時の経験も踏まえた対応を行う。

4 指定地方行政機関の防災組織

- (1) 関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。

- (2) 防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

3に準ずる

6 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

7 その他の機関

- (1) 防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (2) その他、4に準ずる。

第2節 配備計画

1 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

種 別		時 期	内 容
注意体制		市の地域に対し、気象台から風水害等に係る気象注意報が発表され、河川の水位その他災害発生危険が予想されるとき。	特に関係のある部課の必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。
警戒体制		1. 市の地域に対し気象台から風水害等に係る気象警報が発表され、災害の発生の恐れがあるとき。 2. 地震、火災等大規模な災害が予想されるとき。	災害応急対策に関係ある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	第一次	市の地域に災害が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。	1. 井原市災害対策本部を設置する。 2. 各部は災害対策本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。 3. 関係行政機関、公共機関等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4. 各部の動員配備は、状況により本部が指示する。
	第二次	災害の発生が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。	本部長は各関係機関等と協力し、市の全力をもって防災活動に当たるほか、必要に応じて岡山県警察本部及び自衛隊の援助、出動を要請する。

※注意体制・警戒体制は、井原市水防本部体制。

※非常体制から井原市災害対策本部を設置。

(1) 配備の種類

※ 強風注意報のみが発表され、災害の恐れが無い場合には、総務部長と建設経済部長の合議により注意体制をとらないことができる。

※ 暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表され、災害の発生が予測されるときは、「井原市水防計画」に基づき、井原市水防本部を設置するとともに、建設経済部、危機管理課、総務課、市民会館事務局、会計課、芳井振興課、美星振興課、消防団による警戒体制を取り、各種の水防活動を実施する。

なお、井原市災害対策本部が設置された場合は、水防本部はそれに吸収される。

(2) 配備の基準

非常配置基準（資料編へ記載）

2 配備の要領

(1) 配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

(ア) 総務部長は、気象予報により注意体制、警戒体制等をとった時は、関係部長に配備決定の指示を行うとともに、危機管理課長に対し、庁内グループウェア等により全職員にその旨を連絡させる。

(イ) 危機管理課長は、配備体制をとった時は、消防団本部にその旨を連絡する。

イ 勤務時間外における配備伝達要領

(ア) 当直員は、県等から上記に掲げる配備体制を要する気象予報の連絡を受けた時は、ただちに総務部長、建設経済部長、危機管理課長、建設課長に報告する。

(イ) 総務部長は、当直員の報告により配備決定し、その旨を危機管理課長に指示する。
危機管理課長は関係各班長に配備の連絡をする。

(ウ) 危機管理課長は、配備体制をとった時は、井原市メール配信サービスにより、全職員にその旨を連絡する。

(エ) 職員は、非常配置基準表に基づき、ただちに登庁し、登庁した旨を所属長及び危機管理課に連絡するとともに所定の業務を遂行する。

ウ 非常参集の心得

職員は勤務時間外において、災害が発生し、又は恐れがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、自らすすんで各関係機関と連絡を取り、非常配置基準表に基づき登庁し所定の業務を遂行するものとする。

3 配備中の活動基準等

(1) 注意体制時における活動

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	危機管理課 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署

※注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時においては、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策の的確な実施を行う。

また、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる準備を行う。

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	D X 推進課 危機管理課 総務課 市民会館事務局 会計課— 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署
災害広報	秘書広報課 議会事務局 芳井振興課 美星振興課
応急対策	関係各部課
関係機関と連絡調整	危機管理課

(3) 非常体制時における活動

井原市災害対策本部規程第6条第2項に規定する所管事項のとおり。

第3節 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

市 県 大阪管区気象台 岡山地方気象台 岡山河川事務所

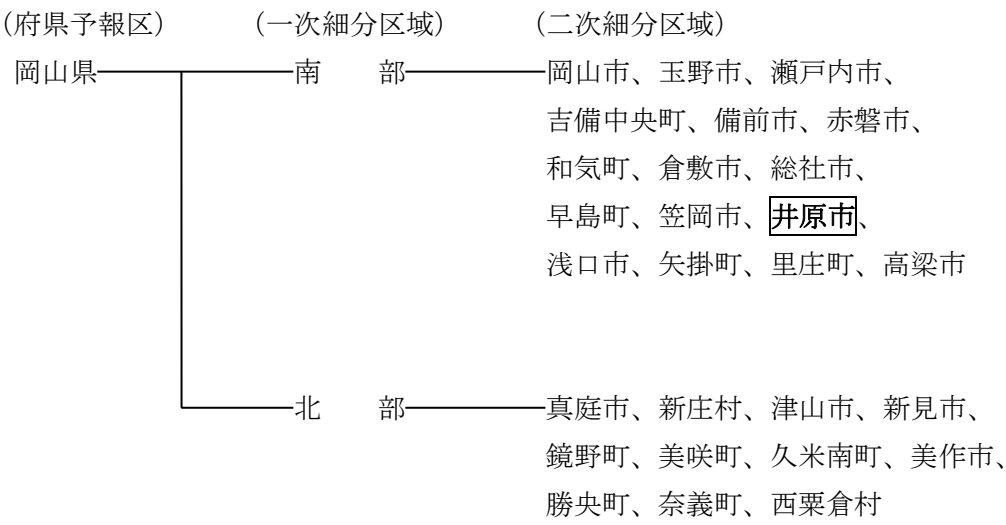
3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

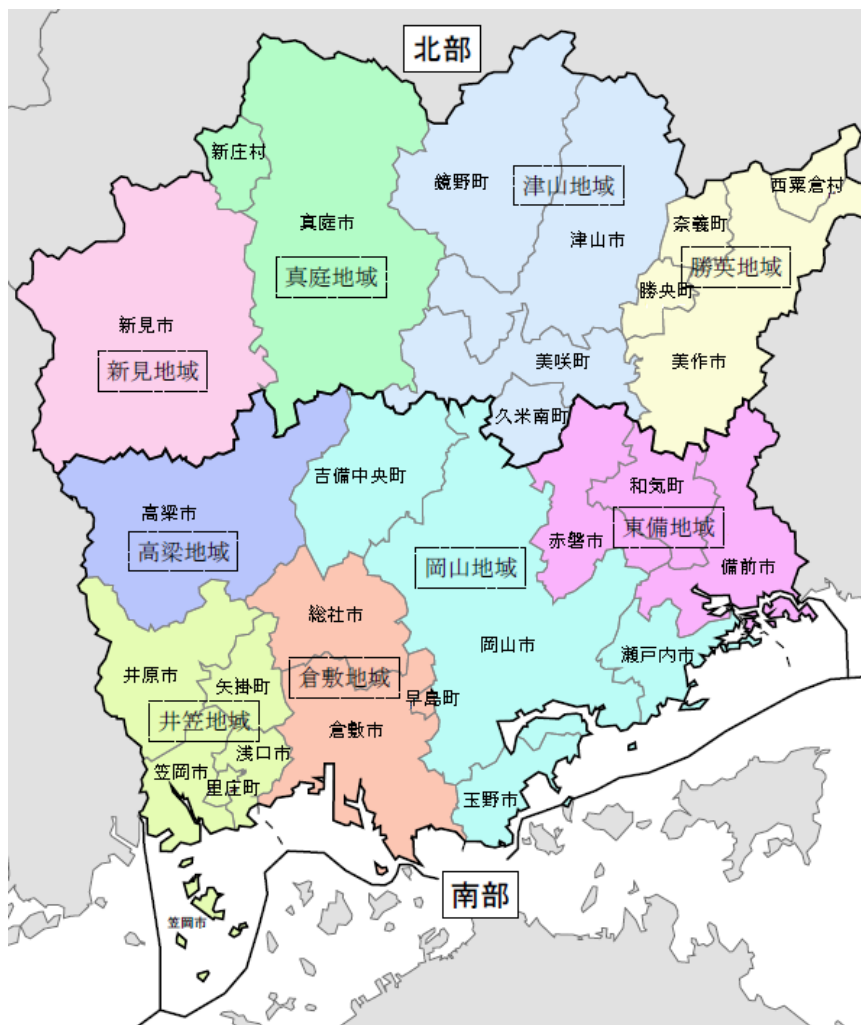
(ア) 細分区域



(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称		
岡山県	南部	岡山地域 倉敷地域 井笠地域 東備地域 高梁地域
	北部	津山地域 真庭地域 新見地域 勝英地域
		岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町 倉敷市、総社市、早島町 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 備前市、赤磐市、和気町 高梁市 津山市、鏡野町、美咲町、久米南町 真庭市、新庄村 新見市 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

強風、大雨、大雪、洪水、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

(イ) 気象警報

暴風、大雨、大雪、暴風雪、洪水等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要がある

るとされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報

暴風、大雨、大雪、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり、迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(キ) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて、常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(ク) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現状の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象区域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は岡山県（備前県民局）が岡山地方気象台と共同で発表するものである。警戒レベル2～5に相当する。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(4) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(5) 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水等による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

(6) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市長が定めた「水位周知河川」において、洪水、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市が関係機関にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(8) 火災警報

消防法に基づき、消防組合管理者が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

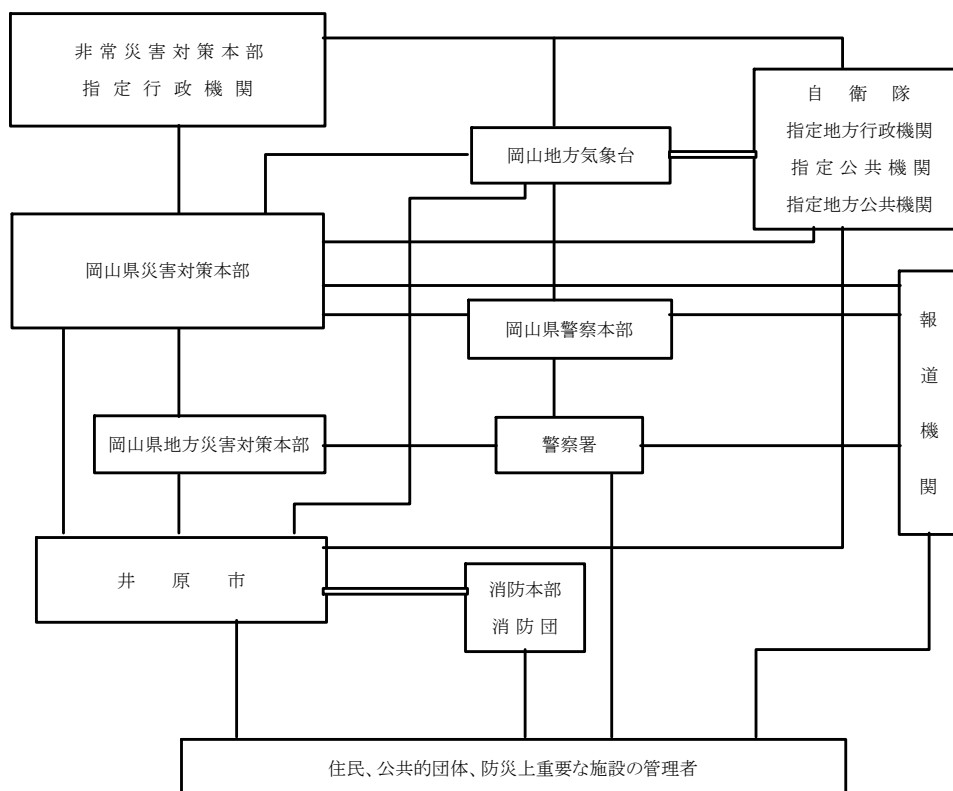
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。

この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報(土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- 1 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート(県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート(市と県を結ぶルート)」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[総務省が所有する災害対策用機器]

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

[連絡先] 総務省中国総合通信局防災対策推進室

0 8 2 - 2 2 2 - 9 7 1 1 (災害専用電話)

[携帯電話事業者等が保有する通信機器]

種 類	貸 与 条 件
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担)
M C A	同上

イ 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T西日本及びN T Tドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を

図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施責任者

各機関 施設の管理者

3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ報告するとともに直接消防庁へも報告する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に報告する。

また、県においては、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で、その第一報を報告する。

県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに報告する。

イ 県は、災害の発生により市が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。

エ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) 又は (イ) になるおそれのある災害

カ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区 分		平日（9：30～18：15）	左記以外
回 線 別		* 応急対策室	* 宿 直 室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	6-72-90-49013	6-72-90-49102
	F A X	6-72-90-49033	6-72-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
- (b) 市又は県が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

a一般基準、b個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

キ 市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

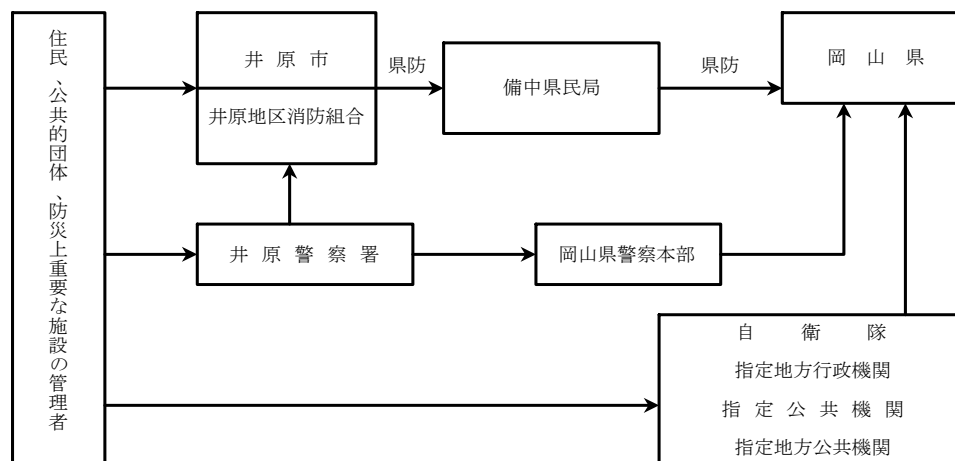
コ 県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める時は、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



(注)：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官に通報する。

また、国、県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に務める。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。



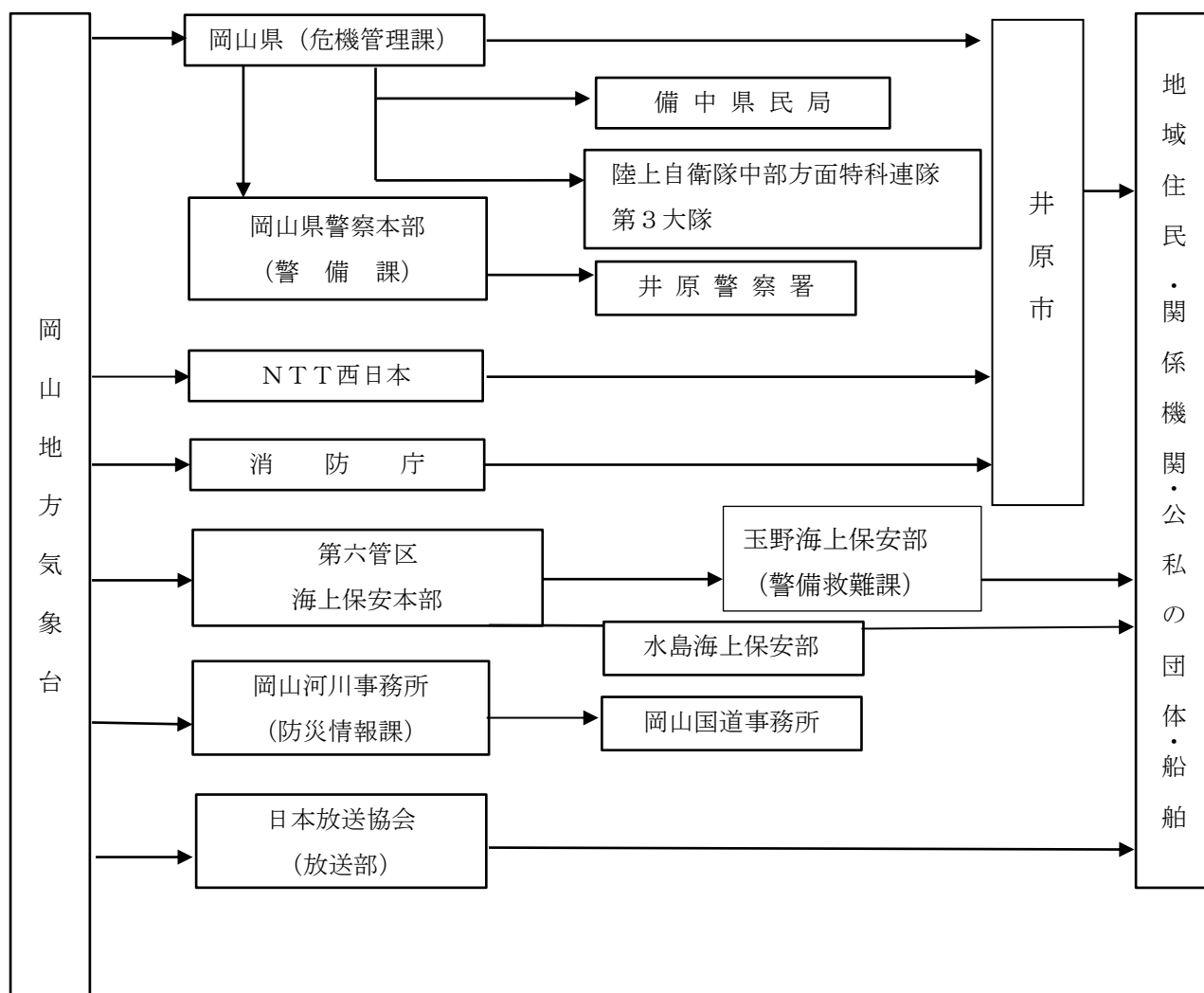
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



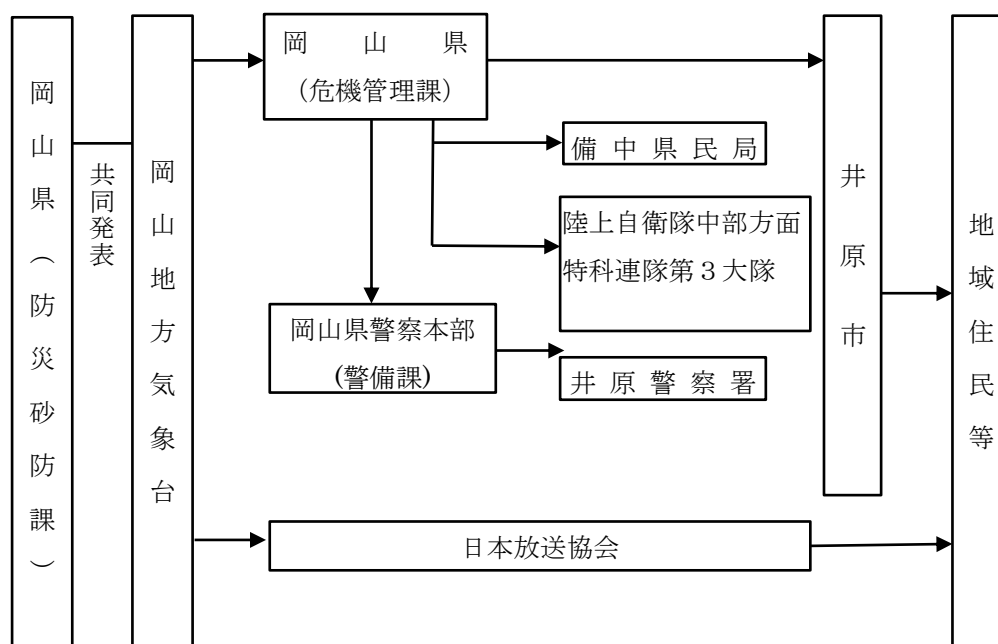
(注) 1 県が市へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。

2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

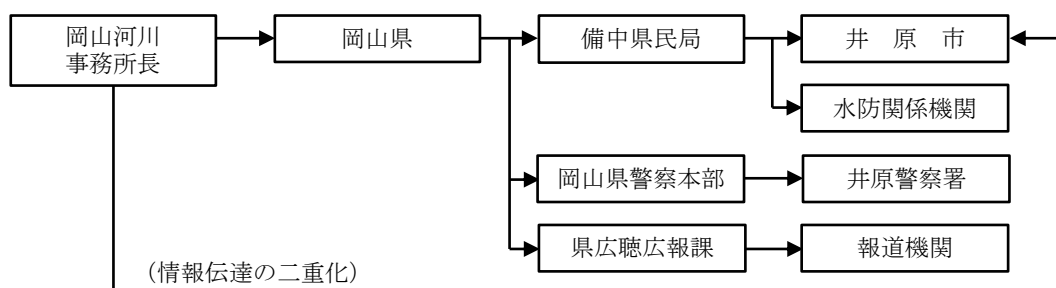
4 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

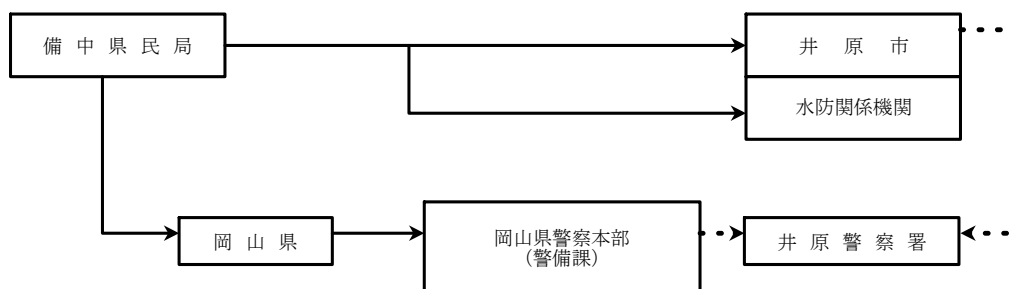


(ウ) 水防警報の伝達系統

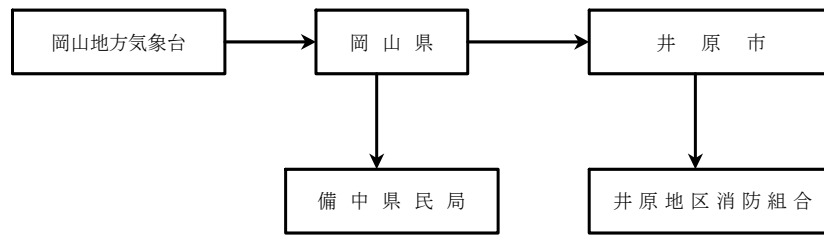
ア) 国土交通大臣の発する水防警報



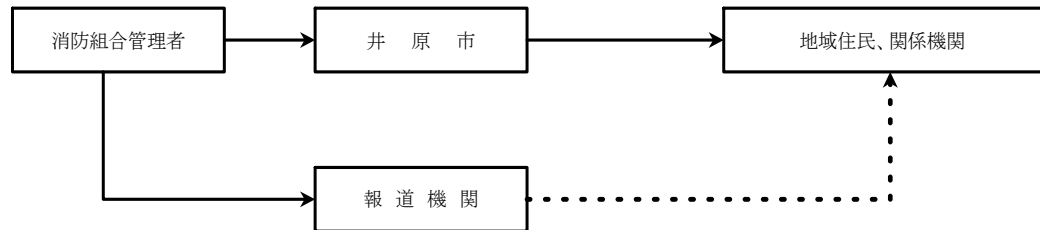
イ) 知事の発する水防警報



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(オ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

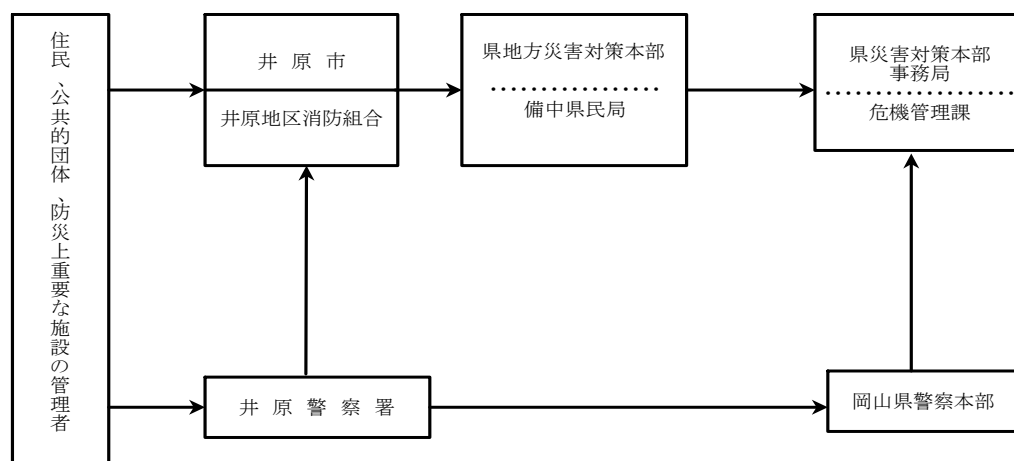
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式１－１及び１－２によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式２によること。 様式３によること。
公共施設被害	(ウ) 河川被害 (エ) 貯水池・ため池被害 (オ) 砂防被害 (カ) 治山被害 (キ) 道路施設被害 (ク) 鉄軌道施設被害 (ケ) 電信電話施設被害 (コ) 電力施設被害 (サ) ガス施設被害 (シ) 水道施設被害 (ス) 下水道施設被害 (セ) 都市公園等施設被害 (ソ) 公営住宅等被害	様式４によること。
その他	(タ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式５によること。 様式６によること。
	(チ) 林野火災被害	様式７によること。
	(ト) 社会福祉施設被害	様式８によること。

(注１) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注２) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

（ア）災害発生状況報告等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph TD A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] A --> C[防災機関] B --> D[県災害対策本部] C --> D C --> E[井原警察署] E --> F[岡山県警察本部] D --> G[岡山県警察本部] </pre>
	※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。 （注）・・・部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

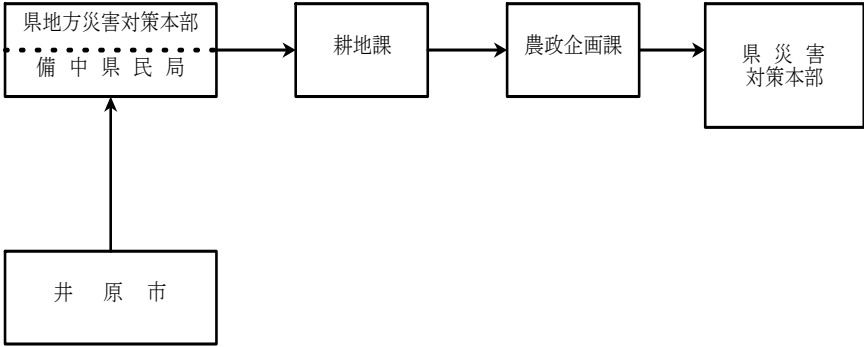
(イ) 人的被害、住家被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph LR IwanoCity[Iwano City] --> PrefDisasterHead[県地方災害対策本部 備中県民局] PrefDisasterHead --> HealthMed[保健医療課] HealthMed --> PrefDisasterHead2[県災害対策本部] IwanoCity <-.-> IwanoPolice[Iwano Police Station] PrefDisasterHead <-.-> PrefPolice[岡山県警察本部] IwanoPolice --> PrefPolice </pre> (注)・・・部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

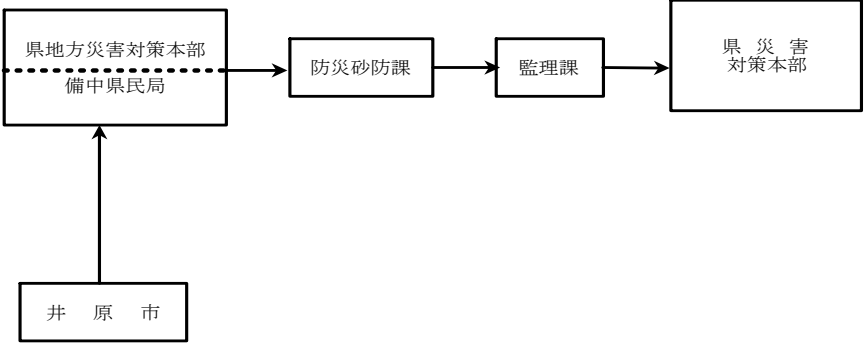
(ウ) 河川被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害(河川の堤防が破堤又は越水を生じたとき。)が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・一級河川(県管理)・二級河川について <pre> graph LR IwanoCity[Iwano City] --> PrefDisasterHead[県地方災害対策本部 備中県民局] PrefDisasterHead --> RiverDept[河川課] RiverDept --> Supervision[監理課] Supervision --> PrefDisasterHead2[県災害対策本部] IwanoCity --> PrefDisasterHead PrefDisasterHead2 --> PrefPolice[岡山県警察本部] </pre> ・準用河川等(市町村管理)について

(エ) 貯水池・ため池被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（堰堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[耕地課] C --> D[農政企画課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

(オ) 砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 - 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 - 急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[防災砂防課] C --> D[監理課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

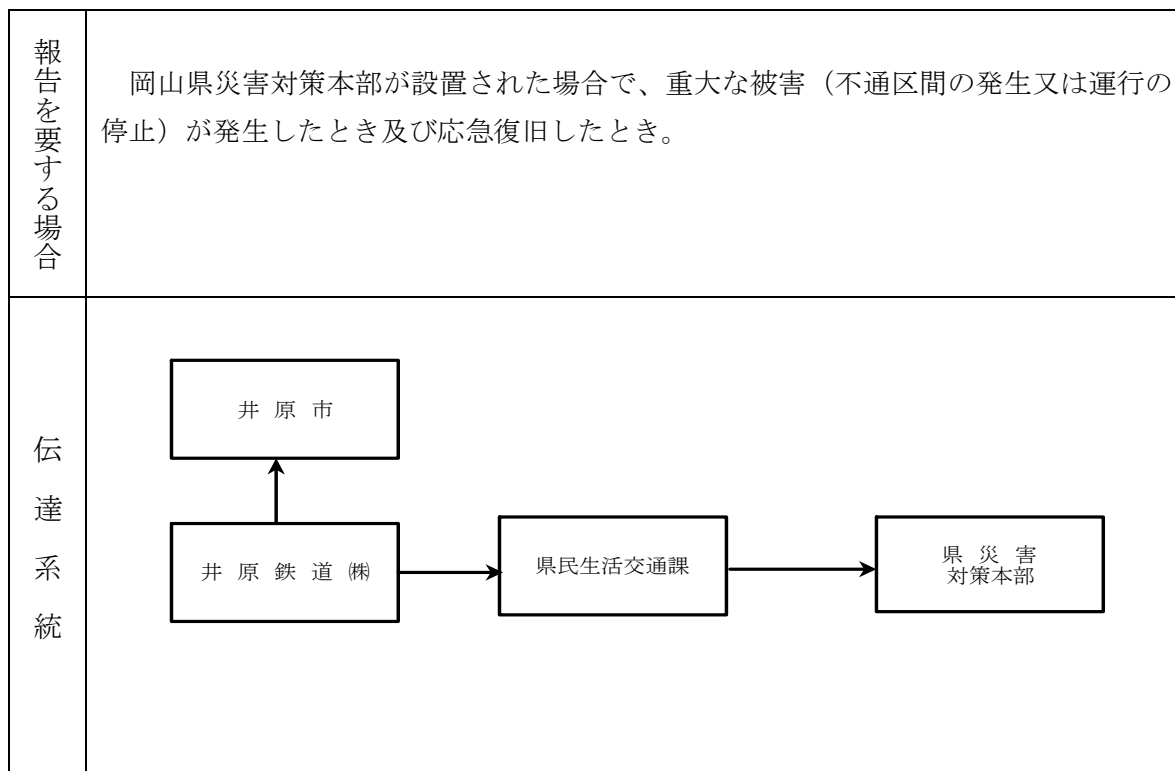
(カ) 治山被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	<pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[治山課] C --> D[農政企画課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

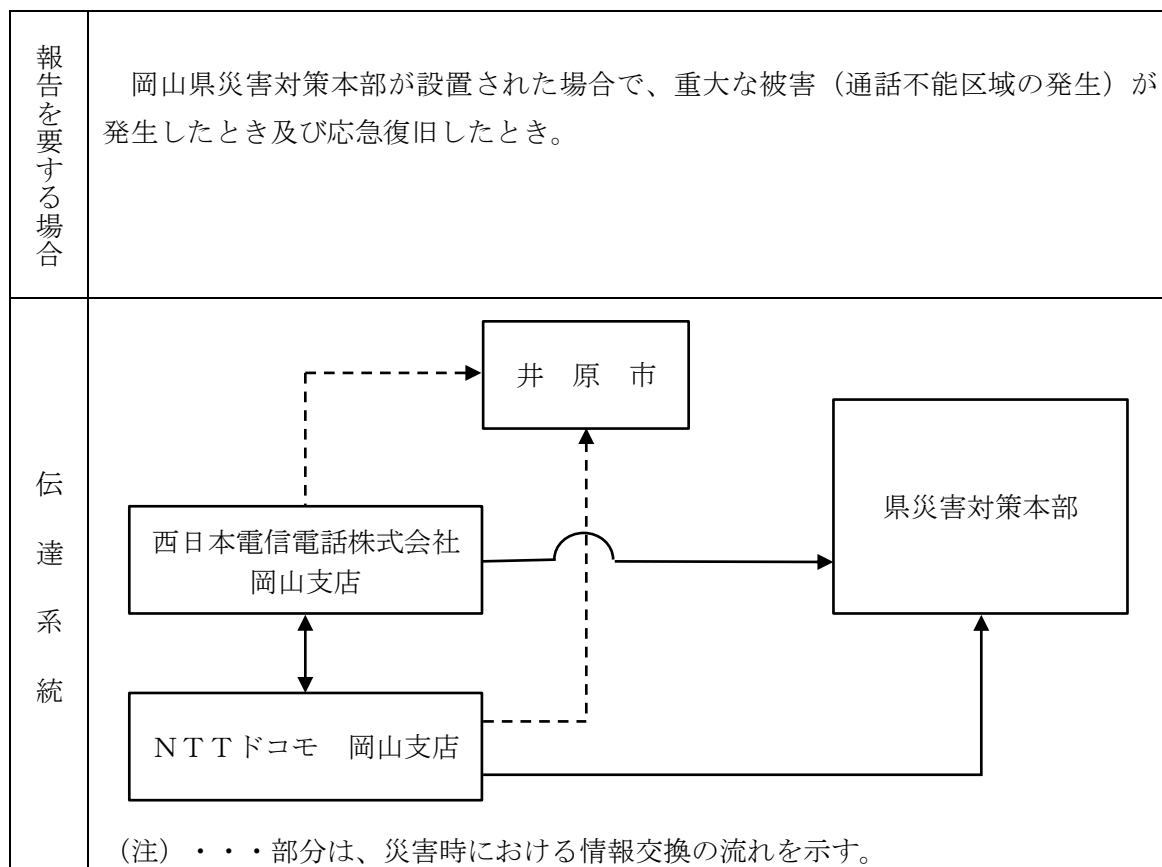
(キ) 道路施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・一般国道（県管理）、県道、林道について ・市道、県道、農道、林道について ・道路全般について（被害額を除く） <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] A --> C[井原警察署] B --> D[耕地課] B --> E[治山課] B --> F[道路整備課 (交通規制のみ)] C --> G[岡山県警察本部] D --> H[農政企画課] E --> H F --> H F --> I[監理課] I --> H H --> J[県災害対策本部] G -.-> J </pre> (注)・・・部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

(ク) 鉄軌道施設被害



(ケ) 電信電話施設被害



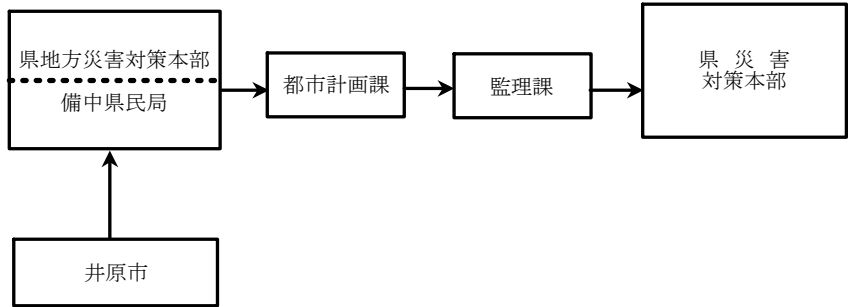
(コ) 電力施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154kV系1次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	<pre> graph LR A["中国電力ネットワーク㈱ (倉敷ネットワークセンター、 高梁ネットワークセンター)"] --> B["中国電力㈱ (岡山支社)"] B --> D["県災害対策本部"] C["井原市"] --> E["県地方災害対策本部 備中県民局"] E --> D </pre>

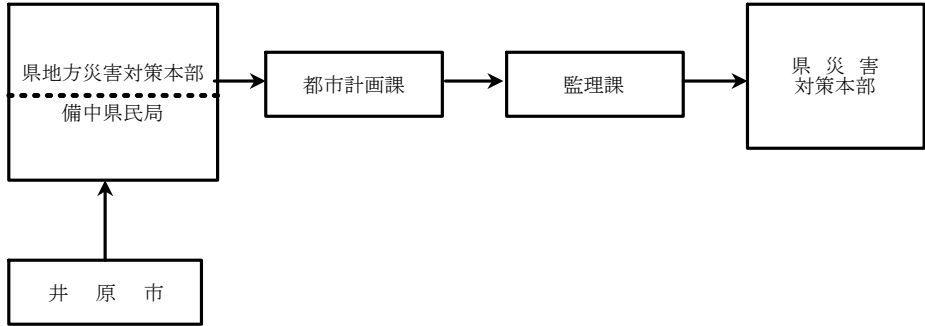
(サ) 水道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	<pre> graph LR A["井原市"] --> B["県地方災害対策本部 備中県民局"] B --> C["県生活県民課"] C --> D["保健 医療課"] D --> E["県災害 対策本部"] </pre>

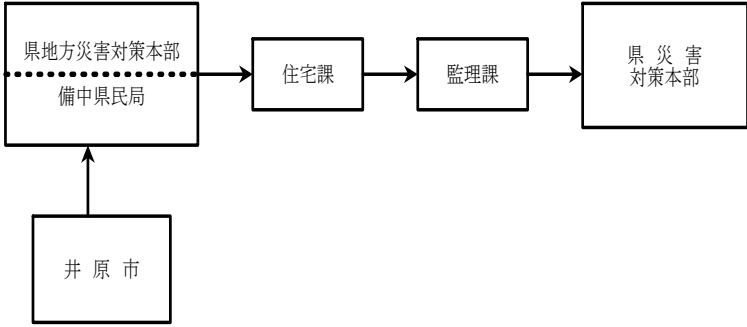
(シ) 下水道施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[都市計画課] C --> D[監理課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

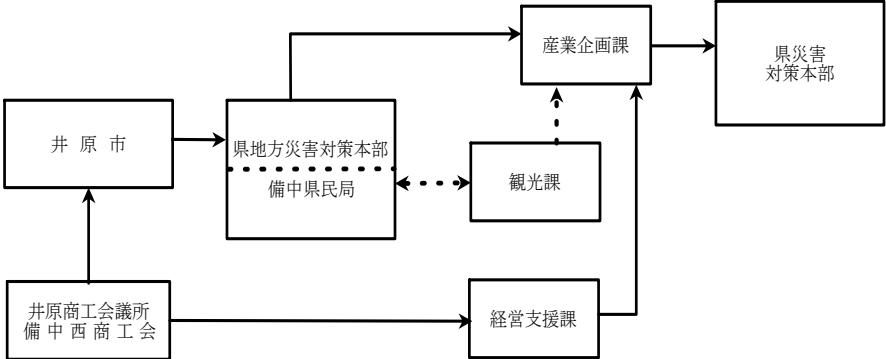
(ス) 都市公園等施設被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[都市計画課] C --> D[監理課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

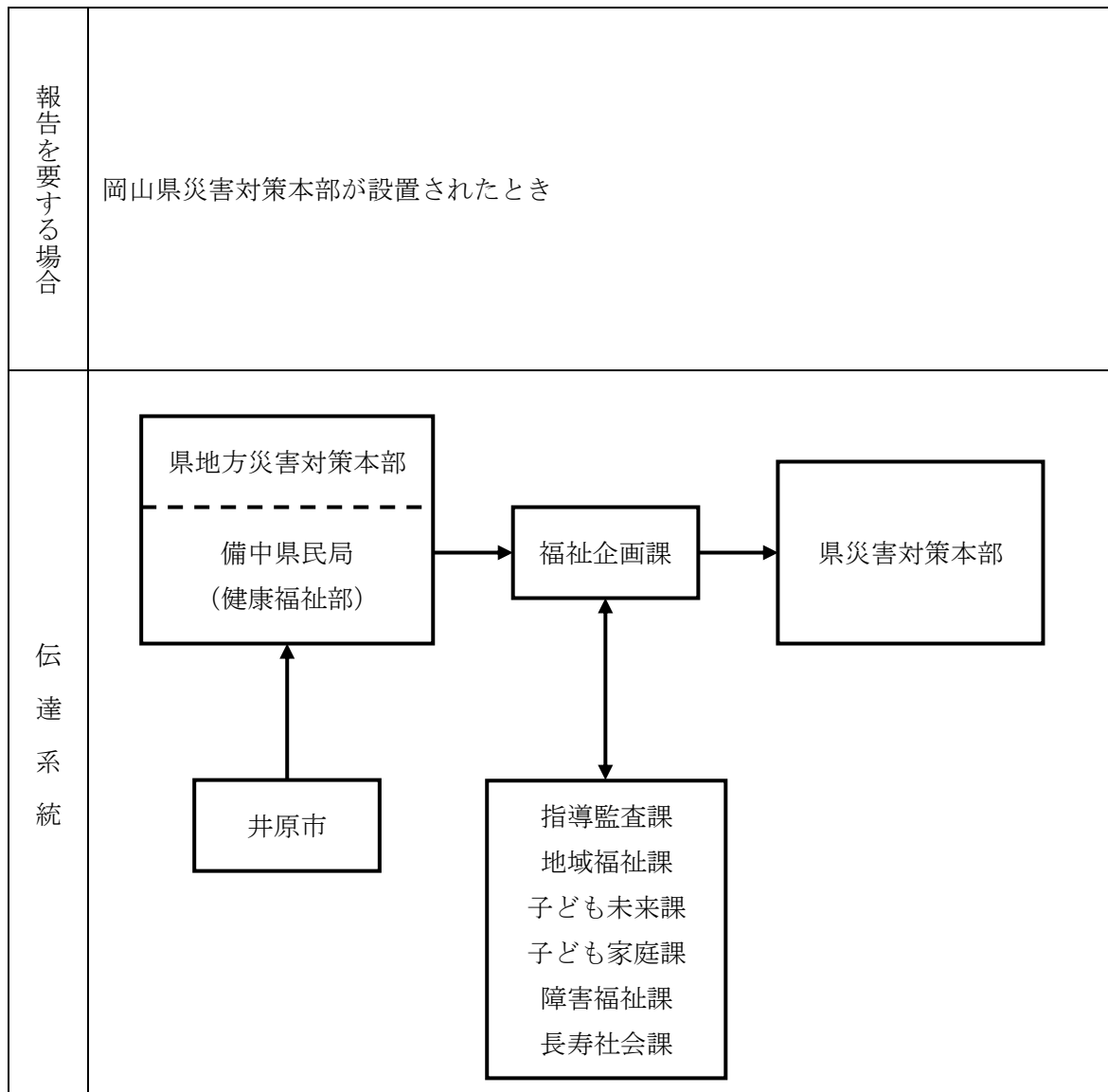
(セ) 公営住宅等被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、市営の公営住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局] B --> C[住宅課] C --> D[監理課] D --> E[県災害対策本部] </pre>

(ソ) 商工関係被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[井原商工会議所 備中西商工会] --> B[井原市] B --> C[県地方災害対策本部 備中県民局] C --> D[産業企画課] C --> E[観光課] D --> F[県災害対策本部] E -.-> D G[経営支援課] -.-> D </pre> (注)・・・部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

(タ) 社会福祉施設被害



様式1-1(災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名

第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		安否不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
						公共建物半壊	棟	その他半壊	棟			
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
	○避難指示等の発令状況 種 別: 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時: 年 月 日 時 分 解除日時: 年 月 日 時 分 対象地区等: 対象人員: 世帯 人											
	○避難所の設置状況 開設避難所名: ○対応状況											
その他												

様式1-2

災害速報(即報・確定)

市町村名					区分			被害
災害名 報告番号	第 報 年 月 日 時現在			田	流出・埋没	ha		
					冠水	ha		
					畑	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名				学校	箇所			
区分			被害		病院	箇所		
人的被害	死者		人	被害	道路	箇所		
		うち災害関連死者	人		橋りょう	箇所		
		行方不明者	人		河川	箇所		
	負傷者	重傷	人		海岸	箇所		
		軽傷	人		港湾	箇所		
					漁港	箇所		
住家被害	全壊		棟		砂防	箇所		
			世帯		下水道	箇所		
			人		都市公園等	箇所		
	半壊		棟		清掃施設	箇所		
			世帯		崖崩れ	箇所		
			人		鉄道不通	箇所		
	一部破損		棟		被害船舶	隻		
			世帯		水道	戸		
			人		電話	回線		
	床上浸水		棟		電気	戸		
			世帯		ガス	戸		
			人		ブロック塀等	箇所		
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
	非住家	公共建物	棟			危険物	件	
		その他	棟			その他	件	

区 分			被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設		千円			解散日時	日	時	分
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法適用	適用日時 日 時 分			
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円		1 1 9 番通報件数 件				
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動							
	自衛隊の災害派遣				その他			

(注)記入要領

項 目		記 入 要 領
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。(実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。)
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損害が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50以上に達した程度ものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すればもとどおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損害部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水該当するものを除く。)ただし、ガラスがが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項 目		記 入 要 領
その 他	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	海 岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する外郭施設、保留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下 水 道	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	都 市 公 園 等	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖崩れを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
他	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガ ス	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項 目		記 入 要 領
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。		
その他の被害額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

様式 4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内 容				
被害区分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他 ()		
発生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状況	被害区域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	応急対策 の 状 況			
	復旧見込			
	そ の 他 参考事項			

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式 8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

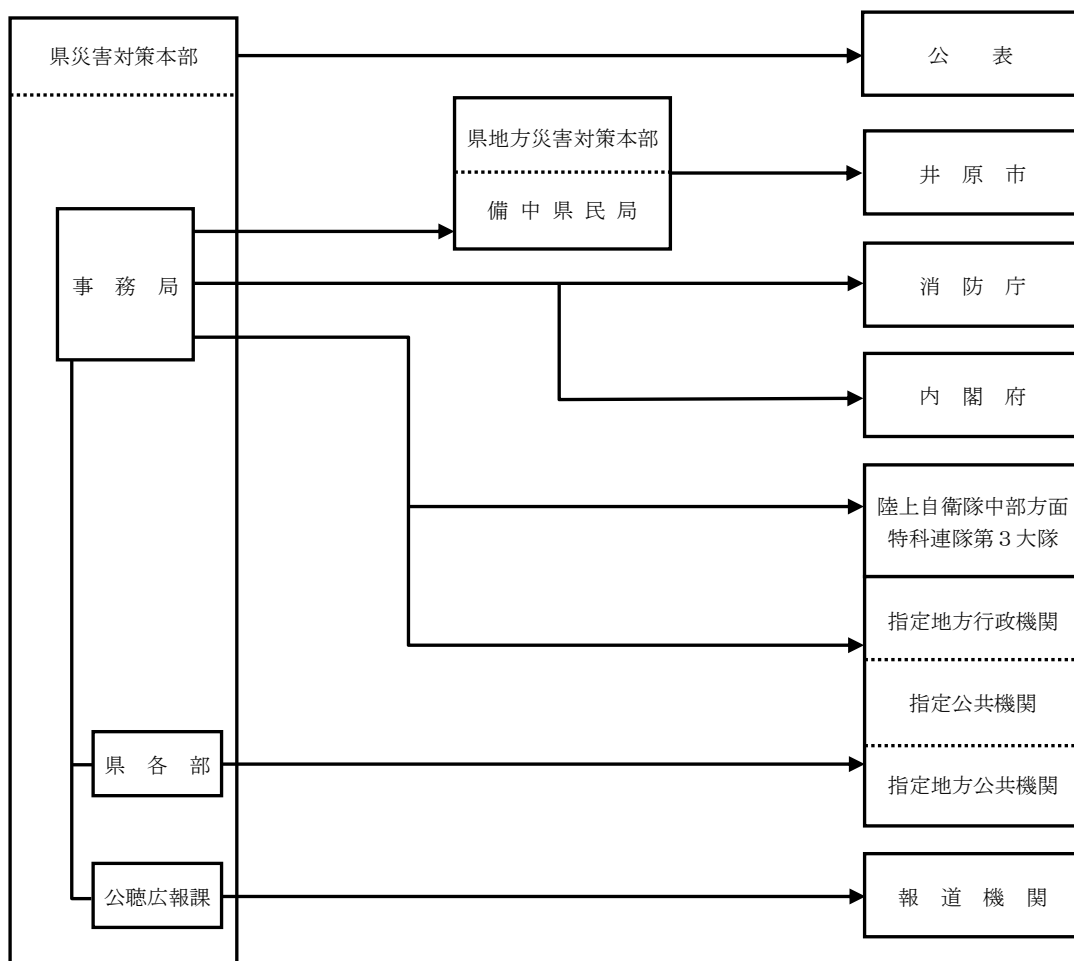
報告の時限	日 時 分現在	発信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保護施設	イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ケ その他 ()	ウ 知的障害者福祉 カ 児童福祉
発生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状況	被害施設名			
	管理者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	人的被害			
	応急対策の 状況			
	復旧見込			
	被害額 (千円)			
	その他 参考事項			

イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



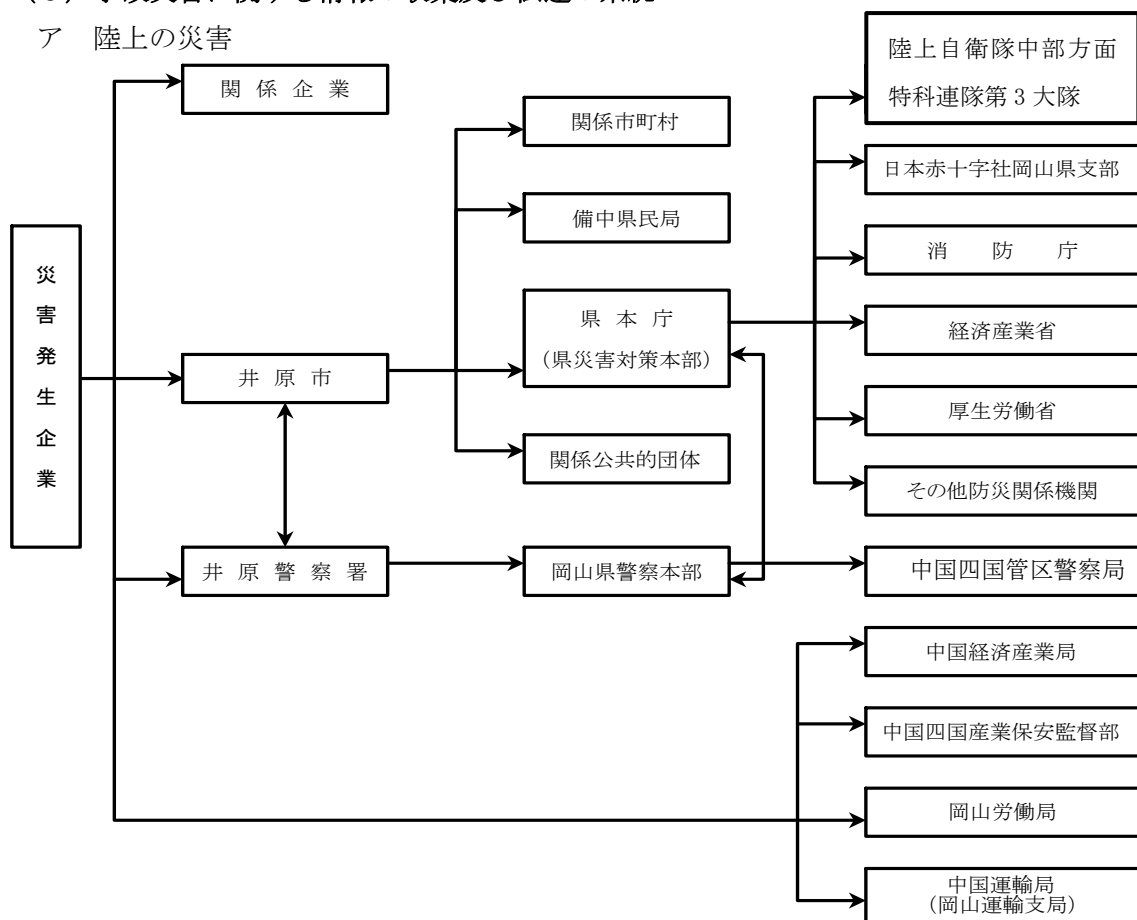
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

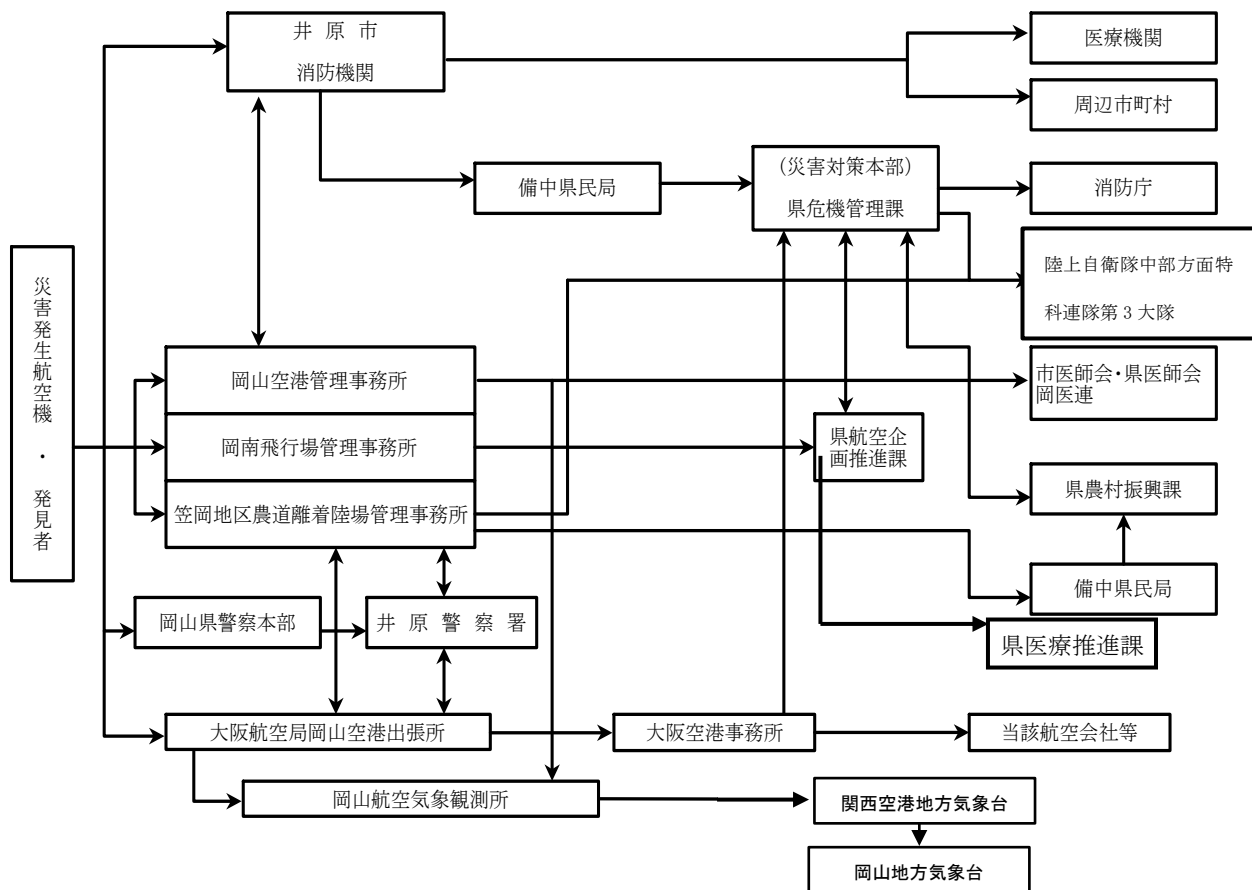
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第4節 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施責任者

各機関

3 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 安否情報
- ウ 地域住民のとりべき措置
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- オ 災害応急対策の状況
- カ 道路情報
- キ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ク ライフラインの復旧状況
- ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- コ 二次災害に関する情報
- サ 被災者生活支援に関する情報
- シ その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ア 災害関連番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 安否情報
- エ 災害対策のための解説
- オ 関係機関の告知事項
- カ 道路情報
- キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) W e b サイト等

市は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、岡山情報ハイウェイを活用し、市W e b サイトによる情報を提供するように努める。

また、市は防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

市及び県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(5) 問い合わせ窓口の設置

市は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するように努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（W e b 171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のW e b サイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

なお、災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

4 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第5節 罹災者の救助保護

第1 災害救助法の適用・運用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施責任者

市長 知事（危機管理課、子ども・福祉部）

3 実施内容

（1）制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

（2）救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知 事
医療及び助産	〃
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	〃
避難所の供与	市 長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	〃
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	〃
被災者の救助	〃
被災した住宅の応急修理	〃
学用品の給与	〃
埋葬	〃
死体の搜索及び処理	〃
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	〃

(3) 適用基準

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

本市の場合、人口は38,384人（令和2年国勢調査）であることから、次のような場合が該当する。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が60世帯以上であること。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する非常災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

〔災害救助法の適用基準〕

市町村の人口				住家が滅失した世帯数
		5,000	人未満	30
5,000	人以上	15,000	人未満	40
15,000	人以上	30,000	人未満	50
30,000	人以上	50,000	人未満	60
50,000	人以上	100,000	人未満	80
100,000	人以上	300,000	人未満	100
300,000	人以上			150

（注）半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

(4) 適用手続

ア 県の措置

① 災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

② 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

この場合、知事は、市長に委任する事務の内容及びその期間を市長に通知するものとする。

③ 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

- ④ 災害救助法を適用した場合は、内閣総理大臣に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

イ 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

第2 避難の指示等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 実施責任者等

(1) 避難の指示等

ア 実施責任者

市長 警察官 自衛官 水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

(2) 指定避難所の設置

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

市 県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

(1) 警戒避難体制

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 第1次警戒体制

消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難所に関する広報を実施する。

イ 第2次警戒体制

住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

ウ 警戒措置

梅雨期、大雨期には、地すべり及び急傾斜地崩壊危険区域については、雨水の排除に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に注意する。また、土石流危険渓流についても巡回を行い渓流の流れ方、上流域の状況に注意し、異常が発見された場合は、警戒避難体制を整え、市長は、必要に応じ避難について指示するものとする。

(2) 避難の指示等及び報告・通知

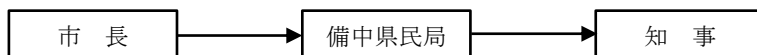
ア 市長（災害対策基本法第60条第1項）

(ア) 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難情報の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(イ) 報告



イ 知事（災害対策基本法第60条第6項）

(ア) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公示

市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

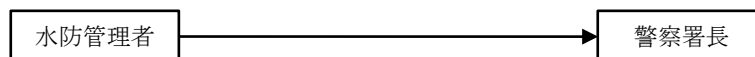
ウ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる

区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知

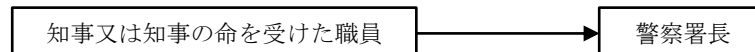


エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 指示

洪水の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知（地すべりによる場合のみ）



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

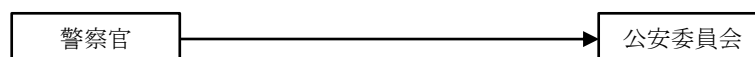
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

(イ) 災害対策基本法第61条による措置

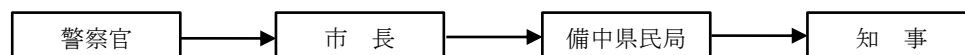
（１）の市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(ウ) 報告・通知

- ・（ア）の場合の報告



- ・（イ）の場合の通知

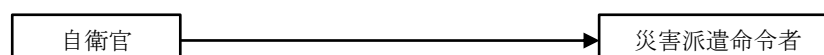


カ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行っていない場合に限り「オの（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。

(イ) 報告・通知



キ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

(ア) 市

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報

の判断・伝達マニュアルを整備する。

また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に生命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言を行う。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(イ) 県

市が取り組む避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。県は、時機を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

(ウ) 指定行政機関、指定地方行政機関

市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(3) 警戒区域の設定

ア 市長（災害対策基本法第63条第1項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

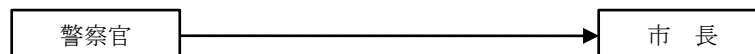
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。

（イ）通知

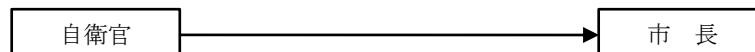


ウ 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

（ア）立入りの制限・禁止、退去

市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官がその場にはいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。

（イ）通知



（４）指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

（５）指定緊急避難場所の開放

災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

（６）避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導体制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等

へ周知徹底に努める。市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避

難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時・適切な避難誘導に努める。住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

特に、夜間や早朝に突発的局地豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

なお、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時からヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。

（７）指定避難所の設置

ア 指定避難所等の事前指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、２－（１）に掲げる避難の指示の実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- （ア）指定避難所の開設・管理責任者、体制
- （イ）開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- （ウ）本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- （エ）防災関係機関への通報連絡体制の確立
- （オ）シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

(カ) 感染症対策を踏まえた開設・運営方法

(キ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家族のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所

の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、市を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

カ 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

市が宿泊施設提供事業を実施する際には、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

県は、市地域防災計画に定められた避難施設に係る耐震診断等の実施・計画の状況を把握する。市においては、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(8) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき知事が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として市長が開設し、その旨を公示する。収容対象者は、次のとおりとする。

ア 収容対象者は、災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者とする。

イ 避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

(9) 指定避難所等の運営管理

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、

栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

コ 市は、必要に応じ、被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

シ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

ス 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

セ 市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

ソ 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

タ 市及び県は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

チ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化が見込まれる場合、岡山 J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じて J R A T 本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A T の活動に係る調整を行う。さらに、民生

委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

ツ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

テ 市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ト 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

ナ 市及び県は、在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ニ 市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ヌ 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ネ 市及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(10) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市からの応援要請に応じることが困難な場合は、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の

開設について応援を要請する。

- (4) 県は、市の実施する避難の誘導及び移送並びに指定避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (6) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月1日、岡山県規則第23号）による。

第3 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合） 県警察

イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、健康医療部、子ども・福祉部） 県警察 自主防災組織

3 実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ連携して活動する。

（1）救助

市、県及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

- （1）市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- （2）市は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。
- （3）県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施

並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (4) 県は、市の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。
- (6) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防組合等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。
- (7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施責任者等

(1) 食料の応急供給

ア 実施責任者

市長又は知事

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部）

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部）

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受ける。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 市はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

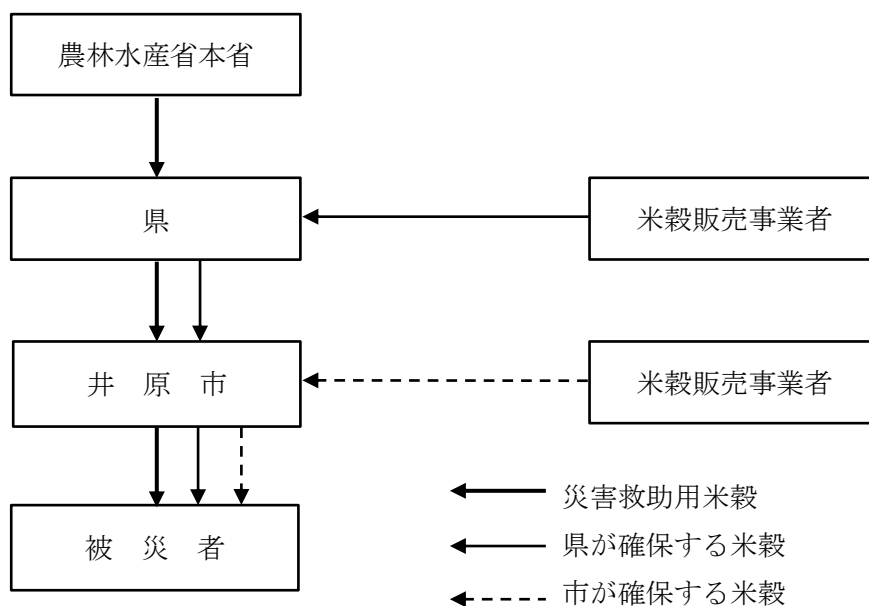
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 市・県調達

[応急用米穀]



4 応援協力関係

- (1) 市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。
- (2) 県は、市の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し輸送する。
- (3) 県は、食料の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、食料の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、食料の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、食料の運送を行うべきことを指示する。
- (4) 県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市が実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要となる飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部） 厚生労働省

国土交通省（地域河川課、岡山河川事務所） 日本水道協会

3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

- （1）市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- （2）県は、市からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会中国四国地方支部を通じて、他県支部等に応援するよう要請する。
- （3）県は、市等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- （4）応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供され

るよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）

3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

（１）市は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

（２）県は、生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

（１）市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

（２）県は、市における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待っていないとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

（３）県は、生活必需品等の供給のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所等を示して、生活必需品等の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、生活必需品等の供給のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、生活必需品等の運送を行うべきことを指示する。

（４）県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。

（５）県は、市の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（６）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事するDMAT、DPAT及び災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部） 日本赤十字社岡山県支部 災害拠点病院 災害時精神医療中核病院 岡山県医師会

3 実施内容

（1）医療

ア 県は、災害対策本部が設置されたときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。

また、必要があると認めるときは、県災害保健医療福祉調整本部の下に地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。

さらに、災害急性期にDMAT及びDPATの出動要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

イ 市長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院

又は診療所へ移送して治療する。

エ 県は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

オ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

カ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

(2) 助産

医療に準ずる。

4 応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(2) 市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は、厚生労働省、他都道府県又は自衛隊へ医療、助産（自衛隊については助産を除く。）の実施について応援を要請する。

(4) 県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。

(6) 県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMAT等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

(7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(8) 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の体制整備を進めるとともに、災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からのDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

5 被災者の心のケア対策

(1) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対し

て、D P A Tの派遣を求める。

(2) 県は、D P A Tの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合） 県警察

イ 主な関係機関

県（環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部） 日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 県警察は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者

(1) 防疫

市長 知事（保健医療部）

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健医療部、子ども・福祉部）

3 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

市は県、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

市は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第5 飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講じる。

キ 指定避難所の防疫

市は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、市に臨時予防接種を行うよう指示する。

市は、県から臨時要望接種を行うよう指示があった場合は、臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

家庭動物の保護収容や飼い主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

コ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

(5) 公衆衛生活動

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。
- (2) 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 県は、市の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市に代わって実施する。
- (4) 県は、防疫活動の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (6) 市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
- (7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (8) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第10 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市長

イ 主な関係機関

県（環境文化部） 事業者

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理

体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

ウ 市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

（２）ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市は、市内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分には、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

（３）死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

４ 応援協力関係

（１）市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に務める。

（２）市は、（１）の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

（３）県は、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整を行う。

- (4) 県は、市から廃棄物の処理に関し(2)の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業資源循環協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援要請する。
- (5) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (6) 仮置場の確保
市がごみの仮置場を確保できない場合は、市からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。
- (7) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第11 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、雨水の浸水等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理^七、又は障害物の除去を実施する。

2 実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の供与

- ア 実施責任者
市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）
- イ 主な関係機関
県（子ども・福祉部、土木部）

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

- ア 実施責任者
市長 知事（知事が災害救助法を適用した場合）
- イ 主な関係機関
県（子ども・福祉部、土木部）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の供与

- ア 建設による供与
(ア) 市又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。
- (イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、

公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(ウ) 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

(エ) 市は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(オ) 市は、相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(カ) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(キ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ 借り上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は市町村長に借り上げを依頼する。

ウ 公営住宅等のあっせん

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 応援協力関係

(1) 市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な

場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体や建設業関係団体との連携により、資機材の供給可能量を把握するなど、供給体制を整備しておく。

これらに要する資機材の調達が困難な場合は、材木については岡山森林管理署、その他の資材については中国経済産業局へ調達の応援を要請する。また、障害物の除去については、自衛隊に応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12 文教災害対策

1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

市 県（総務部、子ども・福祉部、教育委員会） 国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。
- (イ) 県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、教科書については文部科学省へ応援を要請する。
- (ウ) 県は、市の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (エ) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (オ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、県子ども・福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

（４）社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

第6節 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施責任者

(1) 防犯

県警察

(2) 物価の安定

県

3 実施内容

(1) 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

(2) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

4 応援協力関係

市は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第7節 交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施責任者

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）

県公安委員会、県警察

知事

3 実施内容

（1）交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

（ア）災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ）災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（ウ）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

（ア）道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ）災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

（エ）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（オ）復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 知事による指示

知事は、イ（エ）の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

エ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

オ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第8節 輸送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア 実施責任者

各機関

イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所） 日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会 岡山県貨物運送株式会社

(2) 緊急通行車両の確認

県 県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

輸送機関の措置

鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標節及び証明書の交付）をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。

(3) 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

- (1) 関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- (2) 市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。
- (3) 県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車の確保については中国運輸局（岡山運輸支局）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。
- (4) 市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(2)に準じ中国運輸局をはじめ一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。
- (5) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。
- (6) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。
- (7) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第9節 ライフライン（電気・通信サービス・水道等）の機能確保

1 方針

電気、通信サービス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

（1）実施責任者

県 電気事業者等（中国電力ネットワーク株式会社）

（2）実施内容

[県]

大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

[中国電力ネットワーク株式会社]

ア 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

（3）応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

ア 被害発生に伴い、中国エリアの供給力に不足が生じた場合は、国、電力広域的運営推進機関、他一般送配電事業者等と連携し、供給力確保に努める。

イ 非常災害時において、他一般送配電事業者等からの応援もしくは連携を必要とする場合、災害時連携計画に則り、資機材の融通および復旧応援を要請する。

3 通信

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

エ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 水道

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破損し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県

又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、市からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

5 工業用水道

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講じる。

(イ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応し、被害の拡大防止に努めるとともに、二次災害を極力少なくする。

イ 電気施設

災害の発生により、配電線が被害を受け、電気が送られてなくなった場合、中国電力ネットワーク株式会社に早期復旧を要請する。

6 下水道

(1) 実施責任者

市、県

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第10節 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市 県 土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

市 県 農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

市 県 農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

市 県 森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

また、県は、一方の実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

イ 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

市、県及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、農業協同組合等農業団体と

一体となって技術指導を行う。

イ 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子粃の供給が困難な場合は、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子粃の確保に努める。また、他府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子粃の分譲を依頼し、その確保に努める。

ウ 病虫害の防除

（ア）防除指導等

県は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

（イ）農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

（３）家畜に対する応急措置

ア 県は、市、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

（４）林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

県は、市、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、市、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、その防除活動について技術指導を行う。

４ 応援協力関係

（１）農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第11節 水防

1 方針

洪水、雨水出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 水防活動

水防管理者（市長） ダム、水門、ポンプ場等の管理者

河川管理者（国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事、市長）

下水道管理者（市長）

ため池管理者（市長、土地改良区、所有者）

水防団 消防機関

(2) 湛水排除

市 土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等、水防上必要があると認めたときは、市及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ ダム、ため池、水門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

オ 水防活動

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する

方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

市及び土地改良区は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、消防団長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

カ 国は、洪水、雨水出水による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

キ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

ク 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水排除

「第10節 防災営農」の4-(1)を参照すること。

第12節 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

2 実施責任者

市 県（危機管理課、土木部） 中国地方整備局（岡山国道事務所） 県警察

3 実施内容

（1）雪崩災害の防止活動

ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。
また、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するよう呼びかけるとともに、命綱固定アンカーの設置など、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発・普及の促進を図るよう、適切な配慮をする。

イ 市は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

（2）情報の伝達

市及び県は警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び市、県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

（3）道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。また、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関との連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制等の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

(1) 市は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第13節 事故災害応急対策

第1 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者

市 県 中国地方整備局（岡山国道事務所） 県公安委員会 県警察

3 実施内容

（1）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに報告する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第3章第1節 防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 市、県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

（4）道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を

講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講じる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

(1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。

(3) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

(4) 市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(5) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者

市 県 鉄軌道事業者（井原鉄道株式会社） 県警察

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第3節、第3情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を関係

市町村、関係機関に連絡する。

エ 県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

オ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び中国四国管区警察局に報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1節 防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防組合等をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市、及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3 航空機事故災害対策

1 方針

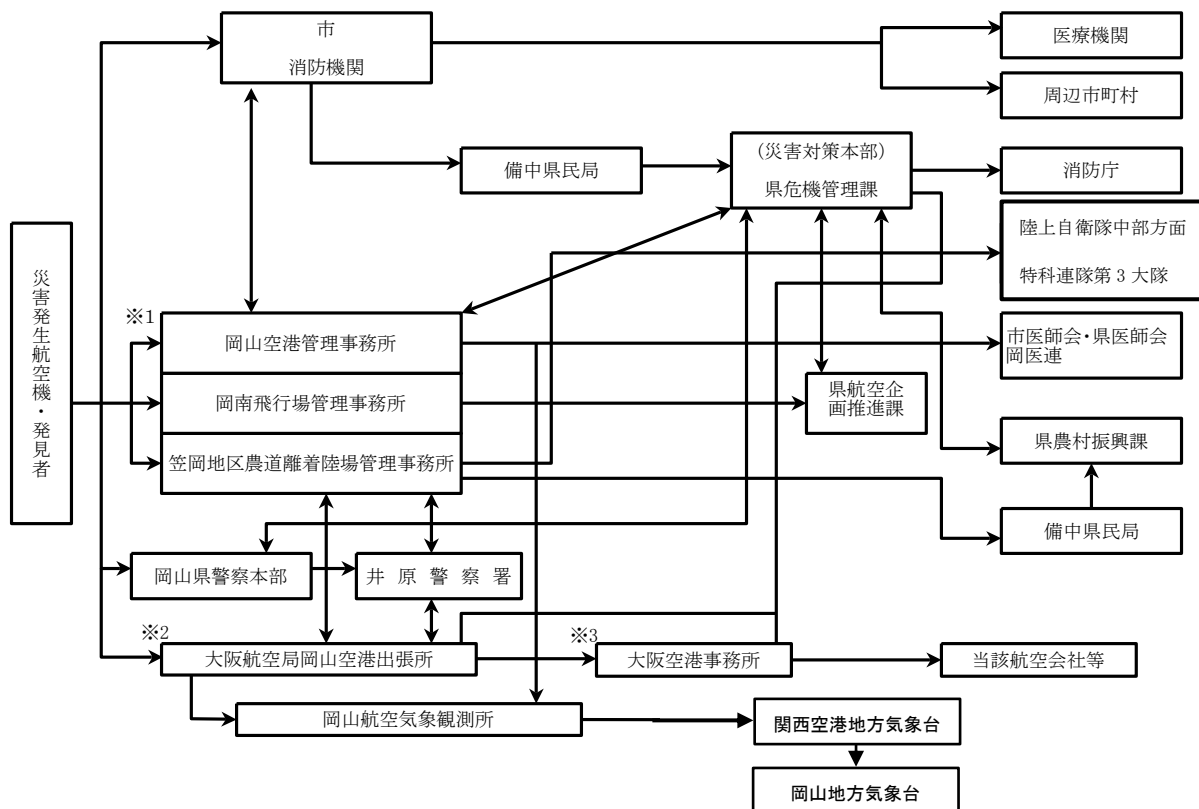
航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市 県 大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所） 空港管理者 県警察
航空運送事業者 岡山県医師会、井原医師会

3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



4 実施内容

(1) 大阪航空局の措置

ア 岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の

措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。

イ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達する。

なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記アの措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。

ウ 大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供する。

(2) 空港管理者の措置

ア 事故発生時には、関係機関と連携し、消火、救助、救急活動を実施する。

イ 災害の状況に応じて必要と認める時は陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(4) 県警察の措置

ア 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、救助捜索隊等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見

に努める。

- エ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

(5) 県の措置

- ア 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、地元市町村と協力して、災害を最小限にとどめるよう努める。
- イ 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、消防防災ヘリコプターを出動させその活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に市の応援を指示する。
- ウ 岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。
- エ 市から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。
- オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。
また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 航空運送事業者の措置

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。
- イ 分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。
- ウ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。
- エ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、それによる被害状況を把握できたものから直ちに国土交通省へ連絡する。
- オ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

(7) その他

- 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

5 応援協力関係

- その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この項目の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者

市 消防組合 県 県警察

3 実施内容

（1）情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市等は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市等は、直接消防庁へも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

（2）消火・避難活動

ア 大規模な火災が発生した場合は、市等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

（3）交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

（4）救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、市等は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

（1）市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を市等で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

（2）県は、大規模な火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動

させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。

ア 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

イ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

ウ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

エ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第5 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市 消防組合 県 県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市等は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市等は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 市等は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 市等は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 市等の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市等又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。

ア 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

イ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

ウ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

エ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第6 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市 消防組合 県（消防保安課、保健医療部） 危険物等施設の所有者、管理者、占有者
危険物等輸送事業者 県警察

3 実施内容

（1）危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

（イ）市等及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

（エ）消防組合等の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防組合等を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防組合等の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

（オ）事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

（カ）事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

（キ）事業者は、消防組合、県警察等と緊密な連携の確保に努める。

（ク）事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

（ケ）危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ 県警察の措置

（ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

（イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

（ウ）必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。

（エ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 市等の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 市等は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(キ) 市等は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

エ 県の措置

(ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（消防庁、厚生労働省）へ災害発生について、速やかに通報する。

(イ) 市等の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市等から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

(オ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあつせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県及び市等は、それぞれ（１）ア～エに準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市等、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第7 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市 消防組合 県 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者 高圧ガス輸送事業者
県警察 中国四国産業保安監督部

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。

(イ) 市等、県及び県警察の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防組合等の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防組合等を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防組合等の指示に従い、防災活動を実施する。

(エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

(カ) 事業者は、消防組合・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 市等の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

エ 県の措置

(ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。

(イ) コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し等の一時禁止又は制限をする。

(ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

(オ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

オ 中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は所要の命令等を発するよう措置を講じる。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市は、それぞれ（１）～（５）に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第8 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

市 消防組合 県 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者 火薬類輸送事業者
県警察 中国四国産業保安監督部 中国運輸局（岡山運輸支局）

3 実施内容

（1）火薬類関係施設

ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

- （ア）施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- （イ）火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。
- （ウ）市等・県及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- （エ）消防組合等の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防組合等を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防組合等の指示に従い、防災活動を実施する。
- （オ）事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- （カ）事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- （キ）事業者は、消防組合・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

- （ア）情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- （イ）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- （ウ）交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ 市等の措置

- （ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- （イ）火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- （ウ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

エ 県の措置

(ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。

(イ) 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(ウ) 火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

(エ) 上記（イ）、（ウ）の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。

オ 中国四国産業保安監督部の措置

（１）一エに準じた措置を講じる。

（２）火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

（１）一アに準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

（１）一イに準じた措置を講じる。

ウ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が（１）一ウに準じた措置を講じる。

エ 市等の措置

（１）一ウに準じた措置を講じる。

（３）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力体制

（１）その他の防災関係機関及び関係企業等は、市等又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

（２）広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第9 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施責任者

市 県 特定施設等の設置者

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 市又は県に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ 市又は県の措置があった場合、これに従う。

(2) 市、県の措置

ア 市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

イ 知事は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう命令する。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第14節 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

(2) 主な関係機関

消防組合 県（危機管理課、消防保安課、保健医療部） 県警察

日本赤十字社岡山県支部 岡山県医師会 井原市医師会 医療機関 施設管理者等

3 実施内容

(1) 市災害対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 活動組織の主な機能

主要な機能	内 容	分 担 機 関
総合調整	情報の収集、相互連絡、判断の統一、各機関の活動の総合調整、通報連絡、負傷者収容等必要とする施設の確保、報道、渉外	現地対策本部（市長） 防災関係機関、事故発生責任者 井原地区消防組合、消防団 井原警察署、施設管理者
消防警戒	現場の危険排除 災害の鎮圧 警戒区域の設定と出入規制	井原地区消防組合 井原警察署 事故関係者等
警備	現場の治安、秩序の維持 交通規制 必要道路の確保	井原警察署 事故関係者等
救出・救助	傷病者の救出	井原地区消防組合 井原警察署、事故関係者等 市及び防災関係機関
救急・搬送	救急車による病院及び収容所等への搬送 搬送中の傷者看護 搬送車両等の確保	井原地区消防組合 井原医師会 備中保健所 日本赤十字社岡山県支部
救急医療	現場の救急医療 傷害者の応急措置 収容病院等との連絡、指示	日本赤十字社岡山県支部 井原医師会 備中保健所
資機材等 補 給	各種資機材の補給	井原地区消防組合 井原警察署 市、県出先機関 その他要請を受けたもの
死体収容	検視（見分） 身元確認、発表 仮安置所の設置	井原警察署 市

(4) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業体等）の措置

(ア) 事故発生後直ちに市（消防）、警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。

なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。

(イ) 災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市の措置

(ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、井原市立井原市民病院の救護班に出動を命じる。

(イ) 市長は、災害対策本部を設置したときは、知事に通報する。

(ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 消防組合、警察署の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
- (イ) 災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

オ 県の措置

- (ア) 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防組合からの要請があったとき、協定に基づいて関係機関にDMATの出動を要請する。
- (イ) 市の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。
- (ウ) 必要に応じて、他都道府県及び国（厚生労働省）に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受入調整を行う。
- (エ) 災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

4 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第15節 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事 大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊 航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 給食及び給水の支援

給食及び給水の支援を行う。

(10) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去等

自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

ア 知事等は、収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

イ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

(2) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

知 事 あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日 時から

至 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

1 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿 舎

(3) 食 料

(4) 資 材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 撤収要請依頼

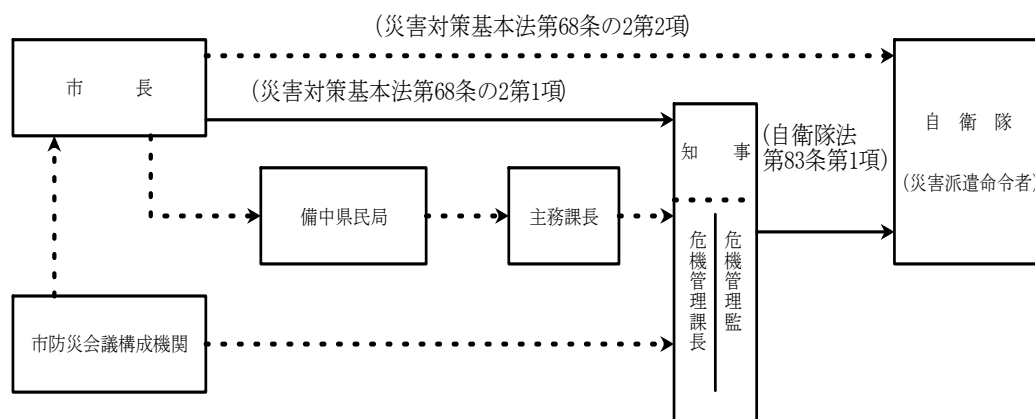
ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日		
知 事 様		
市町村名		
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請依頼日時 年 月 日	
2	派遣要請依頼日時 年 月 日	
3	撤収作業場所	
4	撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A4とする。

(4) 災害派遣要請等手続系統



(・・・は情報の連絡系統)

(5) 連絡方法

NTT 電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6440-031 (事務室)

6 4 4 0 - 0 3 8 (宿直室)

6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・FAX併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて、職員を派遣し、派遣された部隊及び市又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

ア 派遣部隊の移動が迅速に行われるために的確な道路情報を連絡する。

イ 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

(2) 受入側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連 隊 規 模：約 15,000 m²

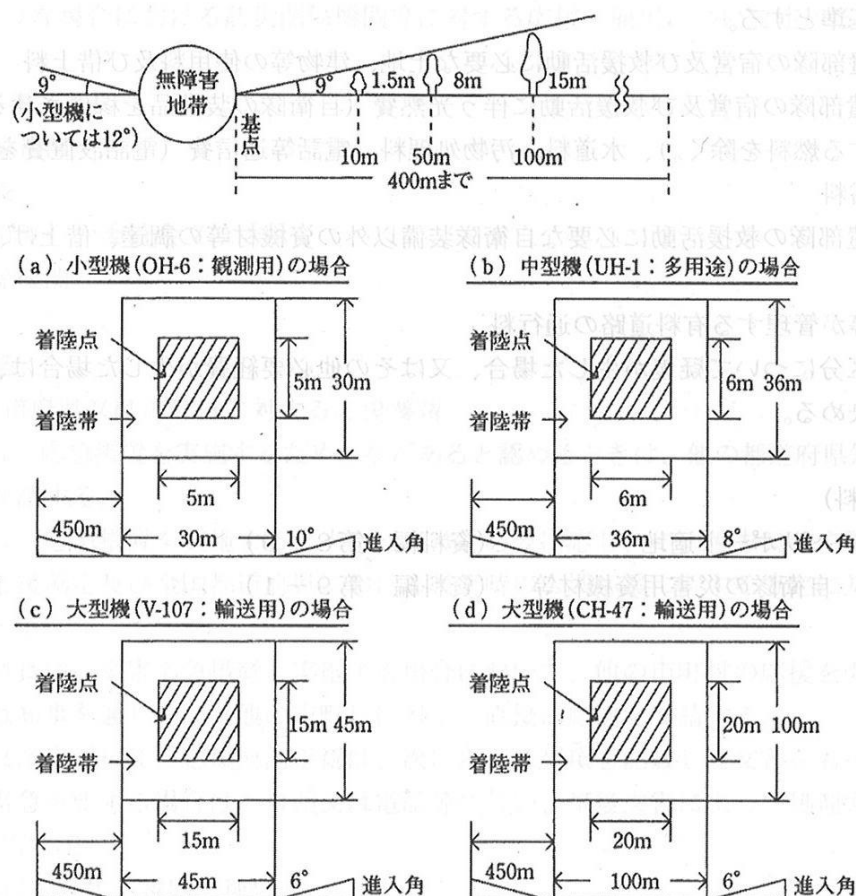
師団等規模：約 140,000 m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

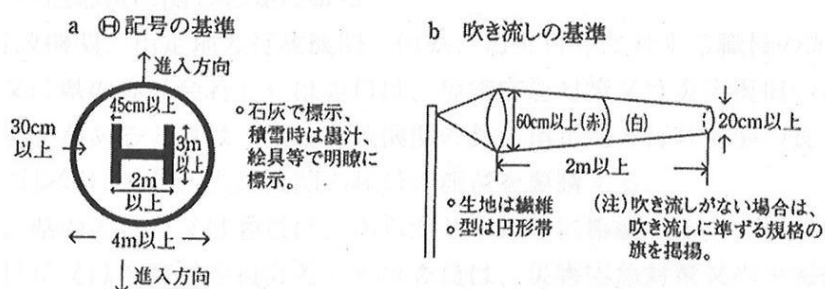
(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



(ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

(エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

(オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

(カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

(キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第16節 広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市・県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

2 実施責任者

市長 知事（危機管理課 総務部 保健医療部） 市又は県の委員会又は委員
防災関係機関

3 実施内容

（1）他の市町村に対する応援要請

ア 県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。

なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」による全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

また、市及び県は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ 知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の他市町村に対して市を応援することを求める。

エ 知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つかる

らない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市を応援することを求めるよう、要求する。

オ 市長又は知事の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要する救助の種類

(ウ) 応援を要する職種別人員

(エ) 応援を要する期間

(オ) 応援の場所

(カ) その他応援に関し必要な事項

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、他市町村等に対する職員の派遣要請

ア 市長又は市委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

イ 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。

ウ 市長又は知事等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 医療機関に対する応援要請

ア 県は、県医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。

イ 県は、DMATを保有する関係機関と締結したDMATの出動に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。

(4) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 罹災者の避難

- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 罹災者の救助
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 死体の捜索及び処理

(5) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 青年団
- ウ 女性団体
- エ 自主防災組織、町内会、自治会
- オ 大学、高等学校（学生、生徒）
- カ 職業訓練校（訓練生）

第17節 ボランティアの受入れ、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市、県、及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに連携を保ちながら、ボランティアの自主性を尊重しつつ、申出者に対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

2 実施責任者

市長 知事 日本赤十字社岡山県支部 県・市社会福祉協議会 県域の災害中間支援組織
(災害支援ネットワークおかやま)

3 実施内容

(1) 市の措置

市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(2) 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて、報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

(3) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、

又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行う。

(4) 社会福祉協議会の措置

県・市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター(岡山県災害福祉救援本部)を設置し、次の業務を行う。

- (ア) ボランティアに関するニーズ(種類、人数等)についての情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- (オ) その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 市の社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (カ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- (ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(5) 災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は、県、市、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

(6) 専門ボランティアの受入れ及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア(災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定)については県(県民生活部)が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、

それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

(7) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第18節 義援金の募集・受付・配分

1 方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施機関

市 県（子ども・福祉部） 日本赤十字社岡山県支部 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 社会福祉法人岡山県共同募金会 NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団
その他各種団体

3 実施内容

（1）義援金の募集

市及び県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

（2）義援金の受付

市、県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

（3）義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第4章 災害復旧計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

市は、地域の総合的な復興が必要と認めるときは、被災後、速やかに市復興本部を設置し、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に則して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

- 4 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図る。

- 5 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 6 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 7 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

- 8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を

支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

10 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

11 災害復興期においては心的外傷後ストレス症候群（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

12 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

13 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

14 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市、県及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

15 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災中小企業の復興の支援

市及び県は、被災中小企業の復興に向け、井原商工会議所・備中西商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 県は、岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、市及び井原商工会議所、備中西商工会は、相談窓口を設置し支援制度についての情報提供を行う。

- 2 県は、被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 県は、セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、市及び県と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

[災害復旧事業の種類]

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (6) 道路災害復旧事業
- (7) 水道災害復旧事業
- (8) 下水道災害復旧事業
- (9) 公園災害復旧事業
- (10) 公営住宅等災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 住宅災害復旧事業

5 社会福祉施設災害復旧事業

6 公立医療施設、病院等災害復旧事業

7 学校教育施設災害復旧事業

8 社会教育施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

6 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

7 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。